

平成20年第3回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成20年9月12日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成20年9月17日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成20年9月17日	16時58分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳	3番	後藤信八		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原 昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	税務住民課長	安永靖文		
	副町長	古賀徳實	健康福祉課長	岩坂唯宜		
	教育長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	会計管理者	高木英文	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	教育学習課長	古賀芳博		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 大山 軍 太
 - (1) 医療費助成について（肺炎球菌ワクチン接種助成）
 - (2) 佐賀県市町村交通災害共済加入者状況について
 - (3) 学校給食の食材の地産地消導入について
 - (4) 農産物直売所設置今後の取り組みについて

2. 大山 勝 代
 - (1) 学校給食の共同調理場実施に伴って
 - (2) 子育て支援策について
 - (3) 男女共同参画社会の実現に向けて

3. 鳥 飼 勝 美
 - (1) 財政運営について
 - (2) 高齢者福祉対策について

4. 重 松 一 徳
 - (1) 児童の安全・通学路の安全について
 - (2) 学童保育について
 - (3) 運動広場の建設について

5. 片 山 一 儀
 - (1) 行政一般について
 - (2) 教育行政について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

一般質問の順位は受け付け順位といたします。

まず最初に、大山軍太議員の一般質問を行います。大山議員。

9 番（大山軍太君）（登壇）

皆さん、おはようございます。9 番議員の大山軍太でございます。4 項目について質問をさせていただきます。

まず、1 点目は、肺炎球菌ワクチン接種助成についてお尋ねをいたします。

(1)国内で年間10万人以上が亡くなり、がん、心疾患、脳疾患に次いで、日本人の死因の第 4 位を占める肺炎は、特に高齢者では重症化しやすく、死亡者の大半は65歳以上のお年寄りです。肺炎の主な原因は肺炎球菌によるもの、その予防に有効とされながら普及がおくれている肺炎球菌ワクチン接種を公費で助成する自治体が最近にわかにふえてきています。20年 4 月 1 日現在で、その数は70市町村に達し、健康保険適用外で、接種費用は 7 千円程度、1 回接種すれば五、六年は免疫が維持すると言われております。2 回目の接種は、副反応が強くあらわれるためできない。基山町も、佐賀県内の他市町に先駆けて高齢者の希望者に助成はできないでしょうか。

ア、19年度の70歳以上の人口は何名でしょうか。

イ、19年度に町で肺炎にかかられた方は何名おられますか。全体で何名でしたか。うち70歳以上で何名ですか。

ウ、70歳以上の希望者に 3 千円程度助成はできないか。

エ、19年度、65歳以上でインフルエンザの予防接種をされた方は何名で何%になりますか。

次に、2 点目の佐賀県市町村交通災害共済加入者状況についてお尋ねいたします。

70歳以上には、町が掛金全額負担、一般家族加入者には、年間個人負担 1 人500円で、わ

ずかな掛金で万一の場合に備える保険、市販の交通災害保険よりも掛金が安くて保障がよい保険と思いますので、多くの加入を勧めたらと思っております。

1、一般家庭加入者は、過去5年間の推移を年間別にお知らせください。

一般家庭加入者数は何名ですか。

70歳以上の加入者数は何名ですか。

2番、町民に対する加入の呼びかけはどのようにされていますか。

3番、みやき町、上峰町、19年度の加入者状況はどのようになっていますか。

次に、3点目は、学校給食食材の地産地消導入についてお尋ねをいたします。

平成21年1月に基山小学校は新校舎が開校になり、給食センター化が導入されますが、地元食材使用についてお尋ねをいたします。

(1)特に、基山産の米を使うことについて問題はないでしょうか。

(2)農協（JA）を通さずに共同乾燥場の生産者と直接契約はできないか、お尋ねします。

(3)以前、同僚議員の質問で、基山町の農産物等の生産量の確保、価格の調整ができれば使用したいと答弁されていましたが、その後生産者、商工会、JA、その他関係者との話し合いはなされたのでしょうか。

(4)地産地消の言葉をよく使いますが、意味はわかりますが、範囲は基山町だけを指すものか、その範囲についてお尋ねをいたします。

4点目の質問ですが、農産物等直売施設、この後の取り組みについて質問をいたします。昨日の原議員の質問と重複すると思いますが、よろしくお尋ねをいたします。

(1)「前」鳥栖筑紫野有料道路下り料金所跡の施設を、設立準備委員会が第1候補地として長い間協議され、二転三転し、県との交渉も順調に進み、20年4月オープンを目指し、規約、施設の名称等まで決まり、最終的な詰めにこぎつけたやさきに、県は、もとの地主さんと県との念書がある以上、県としてはもとの地主さんに払い下げの方向で話が進み、残念な結果になったことについて町長はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

また、今後交渉が再開することはないと思いますが、お伺いをいたします。

(2)料金所跡地の交渉破談に伴い、農産物等直売施設準備委員会の臨時総会が20年7月31日に開催されました。会議の中で、役員全員が総辞職をされました。農産物直売所施設準備委員会は存続という異常な事態になっていますが、このような状態について、町長のお考

えをお伺いいたします。

(3)町は、用地の確保及び施設の準備を行い、農業者が施設利用に当たって応分の利用料を支払うという考え方を早急に農家へ示す必要がある、農業政策の一環として力強く推進することが重要と答申書の一節に記載されています。町長はこの答申書についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

(4)農産物直売所を別のやり方でやられている町があります。宮崎県川南町では、軽トラック市が開かれております。ここにインターネットで引き出した分がありますので、少しばかり読ませていただきます。

「軽トラ朝市大盛況、宮崎町再生注目。宮崎県川南町の商店街トロンストリートで、24日、軽トラック約90台の荷台で海産物や野菜などを売る朝市があった。2006年9月から毎月第4日曜日に開催して、それまでの日曜日はほとんどの店がシャッターを閉めて、通りもなかったが、朝市が毎回大盛況。この日も県内外から訪れた約5,000人が思い思いに買い物を楽しんだ」というような朝市が、軽トラ市がっております。

基山町もこのような軽トラック市を開催することについて、町長はどのようにお考えか伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。大山軍太議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、1点目、医療費助成について、肺炎球菌ワクチン接種助成ということでございます。

(1)のア、19年度の町の70歳以上の人口は何名かということですが、2,530名でございます。

この19年度に町で肺炎にかかられた方は全体で何名、うち70歳以上は何名かということでございますが、いずれについても把握しておりません。ただ、佐賀県の統計情報によりますと、平成18年度の本町の肺炎の死亡者は11名になっております。

ウの70歳以上の希望者に3千円程度助成はできないかということでございますが、予防医療については、単に医療費の削減だけでなく、住民の健康を守る上からも重要性を十分認識いたしておるところでございます。しかしながら、市場に出てからの年数が長期間とは言えず、接種数がまだそれほど多くないことで、他のワクチンに比べさまざまな情報収集が少な

く、接種後5年程度は有効とされていますが、現在日本では副作用を理由に1回接種しか認められていません。そこで、高齢者の方が1回接種したかしなかったかの認識がちゃんとできているかも問題になります。助成については、財源の問題もありますので、検討させていただきたいと思います。

また、定期予防接種でなく任意接種でありますので、助成を行う上でも、個人でいろいろな情報を集め、納得された上でワクチンを予防接種された方に一部助成をする形での検討になるかと思えます。

エの19年度65歳以上でインフルエンザの予防接種をされた方は何名、率は何%かということですが、65歳以上の人口は3,563名で、そのうち接種された方は2,263名です。接種率は63.5%となります。

2の佐賀県市町村交通災害共済加入者状況についてでございますが、(1)の一般家庭加入者は過去5年間での推移を年度別に示せということでございます。一般家庭加入者は、平成15年度765人、16年度720人、17年度946人、18年度813人、19年度1,171人でございます。

また、70歳以上の加入者はということですが、平成15年度が2,214人、16年度2,255人、17年度465人、18年度578人、19年度794人です。

(2)の町民の加入の呼びかけの方法はということですが、毎年広報「きやま」に交通災害共済加入の記事を掲載しております。また、全世帯にパンフレットを配布しております。

(3)みやき町、上峰町の19年度の加入状況はということですが、加入率としまして、みやき町が40.85%、上峰町が23.28%となっております。

次の3につきましては教育学習課よりお答えを申し上げます。

4の農産物直売所設置、今後の取り組みについてということですが、これは、きのうも御質問ございまして、お答えをいたしておりますけども、大山議員の御質問に答えさせていただきます。

(1)料金所跡の施設設置が残念な結果になったことについてどう思っておるか、そして今後交渉が再開することはないと思うが、町長の考えをお伺いしたいということですが、

繰り返しになりますけども、3月段階までは町が借用する方向で進めておりましたが、佐賀県が、4月以降、まずもとの地主さんと協議を優先して進める方向に変わりましたので、

町といたしましては、設立準備委員会の皆さんと協議をし、断念しなければならない状況になりました。したがって、町といたしましては大変残念な結果になったわけですが、今後佐賀県との協議再開はないと考えております。

(2)の、委員会の役員全員が総辞職され、直売施設準備委員会は存続という異常な形に、事態になっておるといこと、これについてどう思うかといことでございますが、設立準備委員会は、農家、生産者の主な皆さんが参加してあり、今まで出荷者協議会規約や運営委員要綱なども検討されてきておりますので、何とか前進できるように協議を重ねていきたいというふうに思っております。

それから、(3)の今後用地の確保及び施設の整備を行い、農業者が施設利用に当たっての応分の利用料を支払うという考え方を農家へ示す必要があるのではないかと、もう少し力強く推進することが重要であるので、この答申書にそういうのも出ておるから、それについてどう考えるかといことでございますけども、調査の結論は、現時点では出荷者、出荷量が不足しており、農業者の意識や盛り上がりには欠け、直売所運営を成立させるための基本要件を満たしていないといことでありました。

一方、直売所整備を町の政策課題としてとらえ、行政指針を明示し、行政が農業者等を誘導していく必要性が述べてあります。また、農業者が主体となって、直売所整備のあり方について検討し、農業者に主体性を持たせつつ、農業者みずからが、町にかわって各地区の意見調整や地区への啓発活動の展開、さらには出荷者の促進なども進める組織として現在の設立準備委員会ができていったものと思っております。よって、今後も協議を続けていきたいといことでございます。

それから、(4)の川南町の軽トラ市が非常に盛況、にぎわっておるといことで、一度見に行かないかといことだと思っておりますけども、大変ユニークなやり方をしてありますし、経費もかからず、素晴らしいことだとは思っております。今後のいろいろ考え方、その選択肢の一つとして、本町でもできないものか、設立準備委員会や商工会などにも話をしていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私からは、質問事項3の(1)、(2)、(3)、(4)について回答いたします。

皆さん御存じのとおり、汚染米の転売、事故米の転売問題などで食の安全が大変憂慮されているところがございます。老人ホームや、それから保育園にまで及んでいると聞きますと、本当にどうなるものかと心配しておりますが、これまで以上に地元産の米に大変な関心を持っております。

まず、御質問の(1)、特に基山産の米を使うことについて問題はないのかという問いでございますが、現在米につきましては、佐賀県学校給食会から購入しております。今回給食センターになり、基山産の米を使用することになりますが、何ら支障はないと思っております。

2番目の、農協（JA）を通さずに共同乾燥場の生産者との直接契約はできないかということでございます。集落営農組織、いわゆる共同乾燥場との契約につきましては、教育委員会内でも、ほかからの意見も聞き、協議をいたしておりましたが、天候のぐあいなどによる不作の場合、低温倉庫などの整備がないため難しいんじゃないかというふうに聞き及んでおります。また、年間を通して大量の米が必要となりますが、それが担保されるかどうかという問題もございます。

ちなみに、今年度の参考の米の需要量は、1万7,797kg、約17.8tにも及びます。

3番目、基山町の農産物等の生産量の確保、価格の調整ができれば云々とあります。その関係者との話し合いをされたのかということでございますが、農産物の確保についての協議でございますが、米につきましては、佐賀東部統括支所長や基山支所長の方々と協議し、価格の交渉までいっております。野菜等につきましては、基山支所長、それから納入組合と協議はいたしました。納入方法や価格など、具体的なレベルにはまだ至っておりません。生産者の意見はまだ聞いておりません。

4番目、「地産地消」の言葉をよく使われるが、意味はわかるけれども、その範囲は基山町だけを指すのか、その範囲についてお尋ねしたいという問いでございますが、「地産地消」という言葉は大変聞こえのいい言葉と思います。しかし、正直言いますと、実現するのがいかに困難であるかということが、これまでの話し合い、交渉の中でわかってきました。米のように基山町だけで賄えるのであればこれが理想でございます。ところが、野菜などにつきましては、品物は限られます。なかなか大変でございますが、可能な限り基山産を前提として、その供給方法などについて今後考えてまいりたいと思います。需要と供給の面からこの範囲を広げるということはあるかと、このように考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

これより一問一答方式でやらさせていただきます。

まず、医療費助成についてお尋ねをいたしますが、先ほど70歳以上は2,530名ということでしたので、よくわかりました。

この19年度に肺炎にかかられた人数は基山の調査ではわからない、佐賀県の統計情報によりますと、平成18年度の本町の肺炎の死亡者は11名おられたということでございましたが、11名の中には、まだ若い方も、ひょっとすると二、三人ぐらい亡くなられた方もおられるかとも思います。

肺炎にかかって一度入院をすると、約十数万円ぐらいかかるのではないかと思います。また、肺炎がひどくて、死に至るような肺炎にかかれば数百万円かかるような話も聞いておりますので、この肺炎球菌ワクチン助成をすることによって、医療費の削減になるのではないかと私は思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今議員御指摘のとおり、肺炎球菌、このワクチン効果があるということであれば、医療費のいわゆる高騰にはある程度、高騰といたしますか、医療費に対する抑制にはなるのではないかとと思いますが、何せまだいろいろと資料等私たちも準備できておりませんので、そこら辺の数字的なものというのはまだ把握しておりません。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

町長も、この予防医療については、住民の健康を守る上からも重要性を十分認識されておられます。肺炎球菌予防は、まだ市場に出てから日数がまだ本当に浅うございます。他のワクチンに比べ情報が少ないとのことですが、ことしの4月22日の佐賀新聞に「肺炎ワクチン助成拡大、高齢者を対象に静岡県の富士山のすそ野に広がる裾野市が肺炎ワクチン助成拡

大」という大きな見出しで紹介がされました。健康や福祉、文化都市を掲げ、医療や福祉の充実に力を入れ、昨年9月より、70歳以上を対象に肺炎球菌ワクチン予防接種の助成を始めた。接種費用は8,400円かかるそうです。うち6,400円が市が負担する。県内で最初にやりたかったが、隣の長泉町に先を越されたと市長は笑われたと掲載されておりました。

肺炎球菌ワクチン接種の安全性を認め、助成される自治体がふえています。基山町の高齢者の皆様が健康で長生きしていただくためにも、肺炎球菌助成をお願いしたいと思います。

副作用が出るため2回目の接種ができませんが、よって接種済の確認が必要ですが、その確認が難しいという問題が残っています。また、助成については、財源の問題等もありますので検討させていただきますと町長は先ほど答弁をなされましたが、確認について心配されていますが、医療機関で、病院名、ワクチン接種者の氏名、何月何日に接種をしたという記入されたシールをいただきます。そのシールを健康保険証に張ることによってこの問題は解決するのではないかと思います。

19年度の基山町の70歳以上の人口は、先ほど2,500名とお聞きしました。既に、基山町の一病院では、今までに約400名ぐらいの方が接種をされたということでございます。参考までに、私もことしの4月に接種をいたしました。問題になっております新型鳥インフルエンザが大流行すれば、肺炎球菌の2次感染で死者が多数出のではないかと本当に心配されます。その対策として、肺炎球菌ワクチン予防接種の一層の普及が望まれます。基山町は財政的な問題もあるようですが、早急な接種助成ができないか、再度町長にお伺いをいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私もちょっと肺炎球菌というようなその言葉も余り詳しくは、耳にはしてはありましたけども、詳しくは存じませんでした。きょう大山議員からもこうして資料をたくさんそろえて持ってきていただいておりますので、この辺のところも見させていただきます。

いずれにしても、情報が若干少ないということもありますが、肺炎球菌ワクチンの効果があり、そして問題点も考えまして、それが問題なければ、高齢者の福祉という意味、あるいは医療費抑制ということにもつながると思いますので、十分検討をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

今の町長の答弁は少しは前向きな答弁だったと思いますので、どうかよろしく願いをしておきます。

それで、まだ住民の皆さんがこのワクチンの認識は低いと思いますので、基山広報やホームページに、このワクチン接種の効果といったような内容の掲載はできないでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今も町長のほうから検討をしたいという回答をしていただきましたが、先ほども大山議員のほうから申されました2回目の問題、これが非常に、副作用があるというふうにいるいると書いてあるみたいですが、今健康保険証に張るということで対応できるんじゃないかという御質問ありましたが、基本的には健康保険証、毎年更新をさせていただきますので……（「入れもんよ」と呼ぶ者あり）ああ、入れものですね。そういうことで、御自身のそういう確認とか自己責任という立場で受けていただいた方につきましては助成をするという考え方で町長も検討されるものと思っておりますが、広報掲載につきましては、そういう検討をした結果、助成できる状況になった上での対応をさせていただきたいと、その中でその肺炎ワクチンの効果等も掲載できればというふうに考えておりますので、まず助成のほうの検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

この項はよくわかりました。よろしく願いをいたしまして、2点目の佐賀県市町村交通災害共済加入状況について質問をさせていただきます。

一般家庭加入者の過去5年間での推移を年度別に見ますと、15年度が765人、16年度が720人、17年度が946人、それから18年度はちょっとふえて813人で、15年から18年は横ばい状態でございますが、19年度には1,171人と、18年からすると358人ふえています。

先ほど上峰町、みやき町のパーセントを述べていただきましたが、上峰町が23.28%、み

やき町が40.85%に対して、基山の加入率をパーセントにあらわすと、10.54%と低い数字が出ます。

このように、何らかの要因があると思いますが、なぜこのように他町に比較して低いのかお尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

加入率が、本町は10.54で、みやき町、それから上峰町よりも低いということでございますけど、これにつきましては、同じような加入の促進をやっていると思うんですけども、本町の加入率が低いその原因というのが、ちょっと今のところつかめておりません。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

まだ原因がわからないということですが、この70歳以上を見ると、まだまだびっくりするように減っております。70歳以上の加入者数は、15年度が2,214名、16年度が2,255名、そして17年度になると465名、18年度は578名、19年度は794名と、約1,500人くらい減るとのわけです。そうすると、補償金にすると750千円くらい減るわけです。この主な原因は何でしょうか、お尋ねいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

市町村交通災害共済の加入申し込みにつきましては、70歳以上の町民は、以前は無条件に全員、町が掛金補助をしまして一括加入手続をしておりました。しかし、平成16年に策定されました行政改革実施計画の補助金等の見直しの中で、70歳以上の町民全員の一括加入を見直すことになりました。一括加入では、本人が交通災害共済に加入しているという認識を持っておられない場合もあるということで、加入の意思確認をすることになったわけでございます。そういうことで、平成16年までは全員一括加入手続を町がしてたんですけども、17年からは本人さんの加入の意思を確認してから手続をするというふうなことになりました。そういうことで少なくなっているようでございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

以前は全員加入をしていただいていたということでございますが、余りにも、1,500人、500人ぐらいに減って、今までこの補助金削減につながるけえ、もう黙っとったというようなことはありませんと思いますけれども、もう少し、無料ですから、余りにも、8割ぐらい、2割か3割減るぐらいならよかばってん、これ7割程度もう減りようちゅうことが、これは問題じゃないでしょうか。町長、どう思われますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

数字から見ますと、本当にちょっとびっくりするような、異常なといいますか、そういう気がするわけでございますけども、先ほど課長が説明いたしましたように、全員に町から加入していただく手続をしておったということ、それをいわゆる本人の意思確認ということでやっておりますから、どちらが本当なのか、全員にというと随分無駄なというか、そういう面もあるかと思えますし、しかしながら、これだけ減ったということは、やっぱりしっかり考えながら、やっぱり広報なり何なりをこれからやっていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

先ほどから、基山広報に掲載して全家庭にチラシを配布したと言われました。2月1日の広報「きやま」に掲載を本当にされておりましたが、チラシを基山広報と一緒に配ると、この冊子の中にはいろんなチラシが入ってくるわけですよ、一緒に。それと一緒にまじってするならば、全家庭に配っても、見る人は見るかもわからんばってんが、もういろんな社会福祉協議会とか、年金タイムとかちゅうとが入っとるわけですよ。そういうところが、前は区長さんが一括してまとめて回収やらされていたときがあったと思いますが、どうでしょうか、お尋ねします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

ただいま大山議員が申されましたとおり、以前は、70歳未満の町民へは行政組合を通じて加入を呼びかけておりました。しかし、行政組合長がなぜ掛金の集金とか加入申込手続きをしなければならぬのかというクレームが来るようになりました。また、生年月日や交通災害共済への加入の有無について、個人の情報の漏えいの問題があるという指摘もありましたので、行政組合を通じての加入呼びかけをやめた経緯がございます。

先ほど大山議員も紹介されましたように、広報「きやま」の2月1日号でことしは載せておりますけれども、その中でも、一応70歳以上の方については町が掛金を負担しますが、加入手続は必要ですので申し込んでくださいということも書いております。そういうことで、本人さんの加入意思を確認をしたいということで現在やってきているところでございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

広報の紹介、案内文には、「加入手続はお早目に、佐賀県市町村交通災害共済」と、見出しはこう書いてあります。ほで、あとはいろいろ保障とかね。ほやけん、見ても、加入手続は早目に、そして後に共済掛金、ちょっと見づらいところがあったように私は思いますので、ちょっと自分はどう思います。「共済掛金、わずかな掛金で万一の場合に整える佐賀県市町村交通災害」のほうが一ぱいとすると、そして自動車と自転車とぶつかりよるごたる絵ばかりとくとだれでも見るっちゃないか、何か工夫をさせていただいてやっぱりしてもらったほうが、今のまんまでは、もう素通り、見るとも素通りすると思いますが、今あの自転車の絵がなんかばかいていただくことについていかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

市町村の交通災害共済の事務につきましては、4月からまちづくり推進課のほうでするようになりましたんで。

大山議員がただいま御指摘になりました、この広報「きやま」の記事につきましては、やはりもう少しPRを強めるような記事の内容になるように検討をしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

はい、わかりました。3点目の学校給食についてお尋ねします。

現在は佐賀県学校給食会から購入されていましたが、今回より給食センター化になり、基山産の米を使うということでございます。安全な、安心な学校給食が食べられることで、子供さん、父兄の方、そして生産者の方が大変喜ばれることと思います。

今、さきも述べられましたが、食を揺るがす農薬やカビ、毒に汚染された食品が市場に出回り、お菓子類、学校給食にまで混入している地域があると報道されておりますが、行き先不明汚染米がまだまだ出回っているようです。すぐにでも基山産の米を使用できればと思っておりますが、きょうはここは聞きません。基山産米を使うことは何ら問題はないということでございます。大変、本当に喜ばしいことと思っております。

購入価格についてお尋ねをいたします。

1kg当たり、佐賀県学校給食からの購入価格と基山町産購入価格は幾らになりますか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

今年度の学校給食会からの米の値段は、1kg298円で購入しております。今、農協等と協議をしておりますが、この値段か、これの以下でお願いをしたいというふうに思っております。（「基山産米ですね」と呼ぶ者あり）もちろん基山産でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

2点目の、JAを通さないで直接共同乾燥場の生産者と契約はできないかということでお尋ねしてありましたけれども、共乾には低温倉庫がないということで、ちょっと無理ということだったのでございましたので、このことについてはわかりました。

基山JA支所には低温倉庫がありますか、お尋ねいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

農協支所には、宮浦共乾がございますけど、宮浦共乾の隣に低温倉庫を持っております。

宮浦共乾の横に低温倉庫がございますが、それはＪＡ基山支所の倉庫でございます。

議長（酒井恵明君）

課長、ちょっと訂正して。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

濟いませぬ、今宮浦共乾と申しましたけど、正式名称は、基山地区共乾でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

９番（大山軍太君）（登壇）

わかりました。

次に、米の購入については、佐賀県東部総括支所長、それから基山支所長と協議をされた
と答弁をされましたが、米の購入は基山ＪＡ支所と契約をされるのでしょうか、お伺いいた
します。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

基山支所と協議をしておりますので、基山支所と契約をしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

９番（大山軍太君）（登壇）

米の購入、契約は玄米でされますか、白米でされる、どちらでされるわけですか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

契約については、白米で契約を行います。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番(大山軍太君)(登壇)

先に進みます。

基山小学校、若基小学校、基山中学校の児童数は合計何名ですか、お尋ねいたします。合計でございます。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(古賀芳博君)(登壇)

小・中学校の生徒でございますが、基山小学校が663名、若基小学校が415名、基山中学校が597名、合計の1,675名です。これ、ことしの5月1日の生徒数です。

議長(酒井恵明君)

大山議員。

9番(大山軍太君)

1人が1回食事をする米の量は、平均何gでしょうか。その量を児童数に掛けて、1年間の米の使用量が出ると思いますが、答弁できれば答弁していただきたいと思ひます。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(古賀芳博君)(登壇)

子供の1日のグラム数と年間の消費量でございますが、一応週3回でございます。それで、小学1年生から中学生まで、平均1日90g、年間消費として1万8,468kg、俵数にしますと約308俵でございます。

議長(酒井恵明君)

大山議員。

9番(大山軍太君)(登壇)

わかりました。

園部共乾で俵で2,500俵ぐらい乾燥させる、あれはもみででしょうね。何かそういうことでもございました。もうそれじゃよございませう。

それから、米以外の野菜等については、納入組合とまだ協議はできていないと先ほど説明でしたかね。(「いや、ちょっとやりました」と呼ぶ者あり)ほんなら、どういうふうな、基山の商工会等から取り寄せられるか、お尋ねします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

先ほどもちょっと申し上げましたが、値段とか供給の量とか、そういう具体的レベルまではまだ話は聞いておりませんが、面談をしたことは事実でございます。それでよろしいですか。今後の課題でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

なるべく基山の商工会等を通じて、とられるならば使用していただきたいと思います。

もう時間もありませんので、先進みます。

4点目の農産物直売所についてでございますが、昨日原三夫議員に詳しく説明がっておりますので、少しばかり質問をさせていただきます。

町長より、1年前の19年7月31日の全員協議会の席で、料金所跡地については、個人の土地があるので早急には難しいと1年前説明がありました。私は、その時点で、交渉は終わったものと思っておりましたが、その後交渉が再開されて、結果的には残念な結果になりました。今後、佐賀県との協議再開は、先ほどもうないとはっきり言われましたが、7月31日の全員協議会の席上で、ちょっといろいろ問題があると、もう1年前町長言うてあったわけですが、ちょっともう一回その内容をお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

たしか、やはりその販売所がどうなっておるかということは、逐次やっぱり議員の皆さん方にも御理解いただいときたいというようなことで御説明申し上げたと思います。そのときには、やはり料金徴収所の跡地の払い下げにも触れて、あそこには個人の土地もあるので、県も協議中だというような、そういう状況であったと思います、そういう報告をしたと思います。しかしながら、問題があるのでそう早急にはできないというようなところだったと思いますので、それを大山議員がどう解釈されたのか、これはもうだめだという思いを持たれたのかどうかというのはちょっと私のほうではわかりかねますけども、一応そういう説明

したちゆうことは確かでございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

もうちょっと時間がありませんので、もう破談になったことですので、今さらいろいろ取り上げても何もならないと思いますが、今後どのような協議を進めるかが大変問題と思っております。立派な答申書もできております。答申書を活用して、設置場所の確保が一番大事だと思います。答申書には、8カ所の候補地のランクづけがなされております。設立準備委員会とよく相談して、設置場所を早く決めて、町がやはり力強く支援をすることが一番大事だと思っております。これがなからねば先には絶対に進まないと思っておりますので、このことについて町長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、場所につきましては、やはりこれ、相手といいますか、その設立準備委員会の方もおられるし、それから実際の土地がどうというときには、その地権者の方もおられるから、なかなかそうすぐということも難しい面もあるわけですけども、いずれにしましても、やはりその辺は早くクリアして、そして内容的なもんも早く検討しなきゃいかんというふうには思っております。しかし、議員先ほどおっしゃった、後もあるのかな、車での販売とかというような、そういうこともこれからやっぱり考えていかなきゃいかんと。もう10年前だったら、もう早くして、よそよりもということでしょうけども、事ここに至っておるもんですから、きのうもちょっと一言「慎重に」という言葉もつけ加えさせていただきました。やはり早急に、慎重にやらなきゃいかんというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

それで、基山町農産物直売所設置委員会を立ち上げられて、ましてコンサルタントもいないし、平成18年3月1日に立派な答申書案ができておりますが、準備委員会の皆様は、町長の公約でもありますので、大きな期待を寄せられておりますが、これからどのようにしてこ

の期待にこたえていこうと思われていますか、町長の力強い答弁をお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

力強いということでございますけども、私も、きのうの原議員のお答えにも申し上げました、とにかくやっぱりいろいろな目的がございますして、農業、自然あるいは商業者との協働、あるいは消費者の利便性というような、そういうことからしまして、やはりこれはどうしても私も捨てきれない夢じゃいけませんけども、思いでございますので、やっぱりこれからはもう少ししっかりと取り組んで、農業者の方とも話し合っていかなきゃいかんと、そして前進させたいというふうに思っておりますので。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

先に進みますが、先ほど軽トラ市については、基山もちょっと考えてみたいということでございますので、私たち産業環境常任委員会で現地視察に行きたいと思っておりますが、町長、課長、一緒に同行されませんか、お伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これ、もう既に行かれたというわけじゃ……（「じゃないです」と呼ぶ者あり）ないですか。ああ、これから行かれようと。（「あと、市場が開かれておる場所に行きました」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。それじゃ、私も連れて行っていただければというような気は持っております。その辺は、日程のいろいろもございましょうから、ひとつまたお話し合いをさせていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの件は、予算等もございまして、十分検討させていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

町長も課長も行く気になっておられるようでございますので、予算等もよろしくお願いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で大山軍太議員の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

～午前10時37分 休憩～

～午前10時46分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、続いて大山勝代議員の一般質問を行います。大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

1番議員の大山勝代です。よろしくお願いします。

早速質問に入らせていただきます。

いよいよ来年1月から、学校給食が給食センターでの調理による給食となっていきます。長年私は給食のお世話になってきましたので、また何か自分が食べさせてもらえるような、今うきうきした気分で待っています。

図面を見ますと、センターは最新式の設備が整っていて、調理員さんたちはなれるまで大変でしょうけども、おいしい給食が基山の子供たちに提供されることだろうと喜んでいました。教員生活を通して、これまで長年給食を食べさせてもらいました。特に基山の給食はおいしいという評判がこの東部地区の中ではあって、基山から転勤したときに、あれ何か物足りねって、鳥栖の給食を思ったことでした。

振り返ってみますと、今食の乱れ、孤食、子供のときからの成人病などいろんな病気などが顕著にあらわれている今日、学校での教育活動の中で、給食は重要な柱の一つだと今さらながら思っています。

ところで、3年前にさかのぼりますが、御承知のように、平成17年、基山町全体を巻き込んだと言ってもいいくらいの給食のあり方についての議論がありました。そのとき私は鳥栖に勤めていましたので、そんなに真剣に話し合われていることを実は知りませんでした。今日、この一般質問をするに当たり、そのときの経過をたどってみました。当時の学校PTA

の役員さんたち、給食を考える会の人たちの活動、教育委員会や役場の対応、そして先輩の議員さん方の話を聞いたり、議会での一般質問の議事録を調べたりしました。

そこで、そのときの議論に沿って、センターでの実施に当たり、確認しておきたいことを質問したいと思います。

1項目めですが、最近「食育」という言葉をよく見聞きします。学校教育の中でそれをどう位置づけられているのか説明してください。

2番目に、学校給食について、自校方式を存続してほしいと願う考える会の人たちの署名などの活動に対して、町はセンターを開設するとの考え、その2つが相反している中、話し合いが進められてきました。結局、基山小の改築と同時にセンター方式に進むということになってしまったのですが、そのときの一番の理由は何だったのか、再度確認させてください。

3番目です。今まで長年、3つの基山の学校で、それぞれ何百食かの給食を各学校の給食室でつくられてきたわけですが、今日1,800食を一度につくるということになります。それに伴って、今までと違う体制づくり、運営方法などが必要かと思いますが、その明文化も必要だと思います。その進め方を示してください。

4番目です。3年前の活発な議論の中で幾つかの要望が出され、その確認があったと思います。主なものですが、その一つは、先ほどの大山議員の中からも出ましたような、基山産の米を食べさせてほしいという強い要望です。それが、ブレンド米と比較してどう進められていくのかっていうのを再度質問します。

また、地産地消の立場から、米以外の食材についての見通しを、ダブリますが、お願いします。

センターで調理した後、若基小と中学校までは車で運びますから、つくったものをすぐに食べるということにはならないと思います。そうすると、温かい汁物が冷えてちょっと味が落ちるとか、めんがのびてしまうとか、そういう危惧があると思いますが、そのことの工夫はどうか。

また、特に小学校では、調理員さんたちの働かれている姿を見て、子供たちは好き嫌いせずに残さず食べなければいけないという無言の教育ができていました。センターでは残念ながらそれができませんが、そのマイナス点についてはどうお考えですか。

今までも、それぞれ3校できめ細くなくなされてきたアレルギーを持つ子への対応です。1,800食も、これまでの3倍もの量がふえるということになりますが、そのアレルギー食が

おろそかになるのではないかとこの保護者の不安があります。どのように対応されるのか知らせてください。

1項目めの最後ですが、センター化に伴って、学校給食センター運営委員会の設置が必要になると思います。その内容を示してください。

2項目めです。子育て支援策についてです。

こども課の新設に伴い、支援センターの設置が必要だと、前回の私は一般質問をしていました。その答えは、社会福祉協議会に委託して、子育て交流広場を代替事業として行っていくということです。その後、どういう進展があったのかおしえてください。

議長（酒井恵明君）

ちょっと大山議員、(6)落ちてあります。

1番（大山勝代君）続

済いません。運営委員会を開かれての進められていくわけですが、今まで、特に3年前です、ね、センターになったらどうなるのだろうかという危惧を持った方がとっても多くて、それに対するの安心ですっていうことを伝えるっていうかな、そういうためには、ぜひ住民の、ただ子供たちだけ、学校関係者だけではなくて、住民の給食センターに対する要望、声を聞くという場を設けてください。お願いします。

で、済いません、2番目に行きます。

2番目の1番は言いました。そのときにももう一つ要請していたことですが、ガイドブックを早くつくってほしいと言っておりました。そのことについてはどうでしょうか。

最後です。男女共同参画社会の実現に向けてということですが、これも前回、一般質問をしていました。策定計画、その進展とその策定委員の選出について伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

大山勝代議員の御質問にお答えいたします。

1の学校給食につきましては教育学習課よりお答えをいたしますので、私は2と3でございます。

2は子育て支援策について、(1)子育て支援センターの設置の進展状況はどうかというこ

とでございますが、議員もおっしゃったように、前回の議会でもお答えしておりますが、地域子育て支援センターについては、現在のところ社会福祉協議会に委託をしております。基山町子育て交流広場を代替事業として当分はいきたいと考えております。

それから、(2)のガイドブック作成の進み方と配布はいつごろかということですが、これにつきましても、前回の議会で質問いただいております。できれば11月中には配布をしたいと考えております。

3の男女共同参画社会の実現に向けてということで、(1)策定計画の進展と策定委員の選出についてでございますけども、10月に男女共同参画推進プラン策定委員会を立ち上げる予定です。策定委員については、男女共同参画推進委員、人権擁護委員、区長、教育関係者、町内企業と公募による方々を予定をいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうから、質問事項の1、(1)から(6)までを回答いたします。不十分なところは、後ほど課長がフォローするかもわかりません。

まずは本町の給食が大変おいしいというお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。私もそう思います。

まず最初の質問です。学校教育の中で食育をどう位置づけているか。これについては、2005年に成立しました食育基本法において「食育とは、国民一人一人が生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、みずからの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習などの取り組みを指す」と、このように示されております。

特に学校給食においては、学校給食法を踏まえ、まず日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと、次に学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、次に食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、最後に食料の生産配分及び消費について正しい理解に導くこと等々のことが、学校教育の目標を達成することが学校教育に求められております。

具体的に申しますと、学校教育の特別活動の中で指導することになってはいますが、家庭科

や保健体育でも関連事項を取り扱うようになっており、さまざまな教科、領域で指導することになります。

各学校では、食育年間計画を製作しております。とともに、各学校の校内分掌の事務として給食係を位置づけております。

2番目ですが、自校方式から給食センターに踏み切った一番の理由とは何か再度示してほしいという問いでございます。一番の理由と、こういうふうに聞かれておりますので、あえて1つに限れば、公共施設の見直しに伴う経費の節減であります。このことにつきましては、平成16年4月1日付の基山町行政改革実施計画書による町の施策によるものであります。その中の取り組み事項として、基山小学校改築の際に学校給食を一括センター化し、経費の節減と業務の効率化を行うと明記されております。

ただここで1つ申し上げたいことは、時を同じくして、地域の農業関係者の方々から要望が強かった地元産の米や野菜を給食に取り入れること、つまり地産地消への対応、この要望も非常にありましたものですから、それも大きなウエートを占めているということも申し上げておきたいと思えます。

ほかに、強いて言うならば、アレルギー児童の対応、衛生面の向上、保健所からの指導等々への対応もありますけれども、今申し上げたとおりでございます。

センター移管に伴って、組織運営とその業務内容を示してくださいという問いでございます。基本的には、3校の自校方式を統合したことになります、合併したことになります。現在、基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例ができ、議会の承認を受ける段階でありますので、概略として申し上げますと、センターの責任者として、行政から学校教育係の係長が給食センター係長を兼務いたします。その下に学校栄養職員を置き、さらには給食調理員を置くことになります。学校栄養職員は、献立作成を行い、調理の指導をし、それに基づき、給食調理員が調理をします。そのほかには、専用車両による給食運搬業務もございます。また、給食センターの管理運営につきましては、教育委員会が行います。給食運営に対する意見を広く聞くために、学校給食センター運営委員会を設置する予定であります。

なお、この後、条例の施行規則や、それからそれぞれの業務の内規等々について整備をして、運営の万全を期したいと、このように思っております。

4、3年前の活発な論議を振り返って、町民の要望の確認についてという問いでございます。

まず、ア、基山産米の使用、ブレンド米との比較はどうか。従来使用しておりました学校給食会から提供されますブレンド米よりも、基山産の米は実は高価であります。高いのですが、今、従来の米価と同等か、安くなるように協議をしているところです。これは、前の質問者にも答えたとおりでございます。

また、味等々については、基山産の味は折り紙つきだと聞いております。

イ、他の食材の地産地消拡大への見通しはいかがかということですが、このことにつきましては、大山軍太議員の方からも同等の質問がございましたが、地産地消の範囲を拡大する可能性はあります。ただ、価格が安価であることが、安いことが前提になるかと思われます。

ウ、味、質を落とさない工夫はどうしているか。まずは、このことは、栄養士を中心とした定期的に行っております献立委員会の中で十分話し合いをし、調理員の工夫、努力にかかっていることは言うまでもありません。また、栄養士の研修会、調理員の実技研修会等々もございますので、その努力に期待するところでございますが、PTA、保護者などによる試食会なども行い、これを通して評価していきたいと。

それから、ちょっとお尋ねのありました汁物等々の冷えはどうかということでございますが、御飯も汁物もめん類も冷えません、のびません。そういう食缶の導入をしております。また、運送車の中も、非常にそういうことに対応する工夫がされております。それで、かつて若基小学校の教職員と、保護者さんも入っていたと思うんですが、シミュレーションを試みました、運んでみて。そのときには、特に特段の変化はないと、このように回答を受けております。

それから、づくり手と児童・生徒のつながりでございますが、確かに若基小、基山中においては、給食のづくり手との直接的なつながりはなくなりましたし、見えません。しかし、学校における食育は、学校教育のさまざまな場において指導するとありますので、機会をつくって、づくり手とのつながりを指導していきたいと思っております。

また、給食センターは、内部が見えるようなづくりを特に考えて設計しておりますので、時間が設けられれば、給食センターの見学等も考えてみたいかと、このように思っております。

アレルギーを持つ子供の対応についてでございますが、給食センターでは、アレルギー専用のラインをつくります。それから、専任者を置きます。そして、これまでどおりに対応していきたいと、このように思っております。

ちなみに、現在のアレルギーを持つ児童・生徒は、これは複数持つ子供もおりますので、きちっとした数字は出ませんが、小学校合わせて19人程度、中学校で合わせて20人程度、40人前後かなと、このように把握をしております。ダブる子供たちもおりますので。特にその食品名で主なものは、牛乳、乳製品、果物、魚介類と、こういうふうになっております。

給食センター運営委員会の内容を示してくださいという問いでございます。この運営委員会は、給食センターの適正かつ円滑な運営を図るために設置するものでございます。これは定期的に開催し、教育委員会の教育長のほうに提言をしていただくようなものにしたいと思います。学識経験者、保護者、学校当局、それから行政、それぞれから合わせて10名程度の委員を考えております。

詳細につきましては、例えば給食運営委員会の実施要領等々については、現在協議をして、整備中でございます。

6番目、今後広く児童・生徒や住民の給食に対する要望を聞く場を設けてくださいということでございますが、今申し上げました学校給食運営委員会等にも意見が反映するように工夫をしたいと思っております。各方面の意見に耳を傾け、おいしい給食の提供を前提に、効率的な給食運営を心がけたい、このように思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございました。では、1つずつ再質問させてください。

「食育」という言葉が最近よく見聞きします。新しい言葉ですね。しかし、今本当に広くて、新聞等でも、いろんな立場の人たちがいろんなところで食育をどう取り組んだかというような記事もよく見かけます。以前の教育現場では、私たちは給食指導とって、いろいろ工夫をしながら進めてきたものです。

回答にありましたように、詳しく述べていただきました。特に2005年の食育基本法ができて、その推進をうたっておりますが、ここに20年の基山町教育の基本方針というのがあります。15ページにわたっているのですが、その中で食育に関する項目を読んでもみましたが、一言、「食育の推進」とあるだけなんですよ、5文字。ちなみに、この第4次総合計画と次世代を見てみますと、総合計画のほうが5行です。そして、次世代のほうは1ページと5行

です。

具体的な進め方は教育現場に任せるとしても、教育委員会として、基山の子供たちの食の現状、実態とその問題点、方向性をどうするのかっていうことを示すべきではないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

おっしゃるとおりでございます。今後、なお協議をして、具体的にどう進めるのか、そういうことを現場の声を聞きながら慎重に検討し、またそれを次年度の基山町の学校基本方針に示していきたいと、このように思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

先ほどの私の質問で、その食育について、学校教育として限定して発言しましたけども、食育というのは、広く、もちろん家庭、それから学校、地域、それから行政も、農業団体も、生産組合なども、本気になって、今の日本の、そして基山の、その食育をどう進めるかっていうことが今ほど重要になってきている時期はないのではないかと思います。町としての進め方を示してください。

議長（酒井恵明君）

答弁はどちらに求めますか。（「もういいです、それじゃ」と呼ぶ者あり）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

先ほど5行ここに書いてあると言いましたけども、食育をどう進めるかっていうことについてはそうちゃんとは書いてないんです。給食を、地元産、取り入れて、生産団体と協議して、そして体験学習などを進めますということが1つと、もう一つは、町民と行政が学校給食について継続的に話し合える場を持ち、学校給食の充実を図りますっていうことなんですけど、ちょっと急に振ったので申しわけありません、今後、先ほど私が言いましたように、食育を狭い意味でとらえられないで、町全体として自給率を本気になって高めていく、そ

う視点に立って協議をしていただきたいという要望で終わります。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員、続けてください。

1番（大山勝代君）続

保健室の養護教諭などに話を聞きますと、朝、おなかが痛いと言って保健室に来る子がふえているそうです。で、その理由をいろいろ、子供の話を総合しながら聞くと、欠食、朝御飯を食べてきていない子が多いって。そして、肥満の子の大きな原因が、野菜や豆類をほとんど食べなくて、間食、おやつ類ですね、それとファストフードばかりなど、そういう今の実態を、例を挙げればとつても切りがないくらい出てくるのですが、それほど今の日本の食生活が乱れていると思います。基山はそうではないとは言い切れないと思います。今こそ、教育の場での学校給食の重要性が増しています。先ほども、何回も言いますように、行政との横のつながりで、食育の推進を図っていくということを考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

2項目めです。先ほどの教育長の答弁で、一言で言うと、経費削減と業務の効率化ということだと思います。もうセンターということで踏み切られたわけです。建物もでき上がっています。4カ月後にはいや応なくセンターが稼働していきますから、3年前から自校方式を望んでいた方たちも、もう文句の言って行き場がありません。それならば、センターになって逆によかったと実感できるように努力してほしいと思います。

そこで、お尋ねですが、このところの物価高騰を受けて、給食費の値上げということはないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

結論から申しますと、値上げはいたしません。今、小学校で3,800円、それから中学校で4,500円の給食費でございますが、これは県平均を下回っております。今、周知のとおり、野菜等々食材の値上がりでございますから、県下でも、いろんな自治体のほうの給食費は値上がり傾向にございます。私どものほうでは、これでやっていけるというふうに栄養士も言っておりますので、今のところ値上げの方向はございません。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

この3,800円と4,500円というのは11カ月ですか、12カ月ですか。（「11カ月」と呼ぶ者あり）11カ月ですよね。はい、わかりました。

値上げがないということで、一応安心しております。

先ほどの組織運営のところ、センター係長を兼任で置く、兼任ですね。（「兼務です」と呼ぶ者あり）あっ、兼務ですね、兼務で置くと言われましたが、ここにみやき町の学校給食センターのパンフレットがあります。で、その運営機構を見ますと、センターが、一番上に所長があって、その所長は、聞いてもらったら、運転手をされてるのだそうです、所長さんが。そして、多分基山町では、学校で事務室にいらっしゃる事務、役場の事務補の方の仕事だと思いますが、所長の下にきちんと事務職員として位置づけられて、それから栄養職員、それから調理員ということで、4つの仕事が同等に並べられています。

そこで、お尋ねですが、事務職員と運転手さんは、センター係長、その下ではないのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

先ほど教育長が回答いたしましたように、現在のところは学校教育係長が給食センター係長を兼務するというふうになっております。

今、大山議員の質問にある運転手等々につきましては今検討中でございますが、配送については委託ができれば委託をしたいというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

先日、文教厚生委員会の中で、細かく、どういう進め方なのかというお話を聞いたところですが、委託についてはまだ私たち納得できかねるところがあって、これは今後もう少し先輩の議員さんたちのお話も聞いていただいて、どう進めていくがいいのかは、話し合いを続けてしていただきたいと思います。

で、みやき町が、800食なんですよ。で、基山が1,800食です。だから、調理員さんの数

は多い、それから栄養士さんも2人ということをお聞きしてますから、そのつくるということについては何も問題はないのでしょうか、その責任の所在とか、もし事故があったときの対応の仕方とか、今の運営機構のままでは心もとないという気がいたしますので、今後もう少し検討をしていただきたいということで、先に進ませてください。

ここに基山町のそのセンターの平面図があります。見ていたら、トイレと休憩室と更衣室が男女別になっていません。1カ所ずつということです。これはどういうことでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

今のところはその設計のとおりになると思います。ただ、議員おっしゃることは、給食婦も男はおるんじゃないかと、あり得るだろうと、そういうことで、もう一つつくらなくちゃならないということを示唆されているのかなと、このように思っておりますが、現在のところは今の設計のとおりでございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

新設ということになると、もう男女別が一般常識かなと私は思っていました。給食調理員さんも、先ほど言われましたように、男性もこれから希望があって採用されることはあると思うし、臨時の方も、男の方のほうがこの場合は都合がいいということもあるわけです。栄養士さんも、男の方、佐賀県にはいらっしやいますよね。

それと、先ほど言いました、運転手さんが、わざわざ基山の何百万円もした特別な運送車があるのを、委託をしてするよりも、基山で、臨時にしてみても雇用された方が、基山の様子を知られて、基山のおじちゃんが給食を運んできたと言えらるような、そういうものを私としてはイメージしていましたので、男の方があの給食センターで、そこを自分の仕事場の拠点として、自由に働かれるっていうのは当たり前だと思います。

厚生面からいって、職員の働く条件で、以前も私たちは、男の方と同じドアをあけて、同じところに入って、男の方の声を聞きながら用を足すとか、そしてちょっとぐあいが悪いので休憩したいと思っても横になれないとかいろんなことがあって、粘り強く男女別の更衣室などをお願いしてきた経過を持っています。そういうものがありますので、ぜひここは男の

方も職場として整えられるように工夫をしていただきたいと思います。

次に行きます。済いません、私の説明が長くなって。

基山産米を、おいしいものを食べさせてもらえるということで、とっても私自身喜んでますし、町の人たちも安心されていると思います。

先ほど給食費のことで聞きましたけども、安く抑える、その協議をしているということを言われましたが、どうしてもそれを、単価がもう高くしかだめだって言われたときはどう対応されますか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

基山産の米が高くなったらということでございますが、私たちとしては、極力今までの値段かそれ以下でお願いをしたいと思っておりますけど、これ、基山産といいますか、佐賀県ヒノヒカリということで、そういうふうな出方でございますので、その作況指数によって、とれるときととれないときとあるかと思っておりますけど、どうしてもそれでなければならないというときは、幾らか高くなってもやむを得ないと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

やむを得ないと言われましたが、経費削減を大きな目的としてセンターが進められているときに、地元の米が、それはやっぱり私たちの常識から見ても高いのだろうとは思いますが、だからやむを得ないではなくて、例えばそれが保護者の負担にはね返っていくわけでしょう。それを少しでも軽減するために、各地ではいろんな、行政の給食費への補助をしているところがあると思います。

例えば、最近目にした記事ですけども、千葉県野田市は、野田産米を供給しているのだそうです。今まで、米を40%補助をしていました。それが、この物価高騰、もう本当に高くて、給料は上がらん、子供の給食費は絶対やらにやいかん、そういう中で、要望が強くあって、それを補助率を100%にしたという報告があります。

経費削減も重要ですけども、住民負担を少しでも軽減する、そういう給食費の補助を町としてお考えになっていないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

大山議員、町長に求めますか、教育長に答弁求めますか。町としてっていう……（「町長にという声が上がっております」と呼ぶ者あり）町長。

町長（小森純一君）（登壇）

現時点では、特にそこまで突き詰めて考えておるわけではございません。しかしながら、状況どう変わるかわかりませんし、それからまた野田市の例が出ましたけども、もっとやっぱりトータル的に考えて、やはりこれは父兄に非常な負担だと、重過ぎるということであれば、またその時点で考えなければいけないことかなというふうに思っておりますので、現時点では、もう先に、それじゃ町が何かのときには負担しますよというようなお約束はちょっといたしかねます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

わかりました。次に行きます。

地産地消ということですが、もう以前から随分地産地消についての論議はあっているわけですが、給食で大量に使う野菜はアスパラじゃないですよ。アスパラは町が供給できるということですが、あれはもうたったこれだけで100円、200円すぐしますし、ちょっとたまに、年間何回かというぐらいだと思います。で、その野菜は、やっぱりジャガイモ、ニンジン、タマネギですね。で、その地産地消の拡大を目指すという観点からすると、この3つの野菜は、基山では給食を賄うだけの生産高がないから、もう初めからだめだというふうに切り捨ててしまうのではなくて、例えば農林環境課などとの話も一緒にしていただいて、農家に、特別にこの学校給食のために作付面積をふやす、そういう努力をしてもらおうような考えができるのかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

地産地消ということは、非常に聞こえいいんですね。だけど、実際地産地消に突っ込んでみますと、もういろんな弊害がございます。もう簡単な話が、米の値段でも、もうずっとこれは交渉ですよ。三根町でも、米の問題はほとんど本町と同じでございます。あそこも農協

からとって自分のところの米を食べるということですが、やっぱり価格の交渉が大変だったと聞いております。だから、三根町と同じように、学校給食会よりも安くしてほしいという今交渉を続けているところでございます。

さて、野菜のほうでございますが、議員がおっしゃるように、そういうことをこれから先進めていかなくちゃならないと。ずっと前々から議会のたんびに答えておりますが、まずは米をやりたいと、その次に農産物をやりたいと、農産物ではどういう物が導入できるのかと、十分話し合いを持たなくちゃなりません。正直申しまして、そこまでまだ生産者との話は行っておりません。

で、学校側も工夫をしたいと思います。例えば1,800食一度にどんと来ますと、そりゃ大量の農産物、野菜が要りますが、献立を1週間ずらしたりする工夫もしたいなと、そうしますと半分で済みますので。トータル的には同じ献立であるのですけれども、その献立をずらしながら、大量に芋、ジャガイモを使うのを今週基山小でしたら、次週に若基小でしようとか、トータル的には全部一緒にすると。そうしますと、必ずしも1,800食分要らないということにもなりますので、いろんな工夫も考えながら、そういう対応をしていきたいと。できるだけ野菜も地産地消を前提に考えたいと、こういうふうに思います。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございます。御承知のように、日本の食料自給率は30%を切っています。（「40%」と呼ぶ者あり）40%。まず、地元でできた安心、安全な作物を、少々高くても地元で消費するということが全国各地で行われています、自給率を高めるためも含めてですね。前段の食育のところと関連がありますけども、やはり学校給食で地産地消を高めるとするならば、今後のこととしてですが、きちんとした計画を立てていただいて、先ほども何回も言いますが、教育委員会だけが担うのではなくて、行政の横のつながりの中で、数値目標を上げながら進めていってほしいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

先日、栄養士さんと話をする機会がありました。で、センター化に伴って、調理員さんたちとも一緒に研修をもう数回されたのだそうです。先ほど教育長おっしゃいましたように、食缶が、熱を伝えにくい、今までの、ちょっと熱いのをさわったら、外から足がさわったら「熱う」っていうぐらいのそういう食缶ではなくて、きちんとした新型のものだそうです。

ですから、温かいものは温かいまま、冷たいものはぬるくならないようにということで、それは安心しています。

それと、例えばこの最新式の設備で、当たり前にもうなっているのでしょうか、ウエットからフルドライといいますが、そういうことを一つ一つ、細かいことでしょうか、子供を通して家庭に、保護者に知らせていただければ安心されるのではないのでしょうか。そういうお便りが学校から家庭に届く、センターから家庭に届く、そういうお考えはありませんか。ていうよりも、もうされているのかもしれませんが。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

学校長は、学校だよりというのを校長の文責によって発行しております。御存じのとおりと思います。給食だよりも、栄養士が既にもう出しております。これから先も、給食だよりを充実して、新しい方式でやることの理解等々をぜひ家庭のほうにも発信したいと、こう思います。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございます。次に行きます。

つくり手と子供たちとのつながりですけども、「おいしかったよ」って給食調理員さんに子供たちが言うことが、とっても働く人にとっては励みになりますし、そしてまた何百人もの給食をつくっているところを子供たちが見て、それでまたその子供たちは感謝の気持ちが生まれます。今まで調理員さんとの交流、いろんな形で努められてきたと思います。これまで以上に、その交流の工夫をしていただきたいと思います。

いろいろ、私現場におるようなつもりで考えてみましたが、若基小から学年ごとの校外学習として見学に行くとかというのはあると思いますし、ビデオを撮っていて子供たちに見せるってということなどかなっていうふうに思います。それは、ちょっとごめんなさい、私のひとり言みたいなやり方です。ごめんなさい。

で、次ですが、アレルギー食の除去食ですが、先ほど40食ほどと言われましたが、そしてこれまでどおりとちょっと簡単に言われましたけども、もうちょっと細かく教えていただけ

ませんか。

例えば病院での患者さんの病院食が、この人は三分米とか、この人は刻み食とかってというのがはっきりわかって名札っていうようにありますよね。ちょっと今までのアレルギー対応がどうされたのか私自身知りませんので、教えてください。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうに資料は上がっております。そして各学校のどの子がどういうものにアレルギーを持っているのか、また複数のアレルギーを持っているのか、それによって除去食に対応しているようでございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

学級に1人か2人ですよ。それが、初めから配ぜんされて出てくるのか、何か小さな容器に入って出てくるのかはどうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

具体的にはわかりません。だけど、今でも除去食したものを名前を札をつけて出しているというふうに聞いておりますので、今度はもう少し細部にわたって、なぜならばラインができません、それから専任者がつきますので、きちんと弁当箱のように分けて、名札を張ってというふうな格好になるのかなと想像しておりますが、できるだけ除去食がきちんといくように、そういう努力はしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

保護者の方の大きな希望ですからよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと時間が余りないので。先ほど、年間、計算したらわかるのですが、大まかにでいいですが、年間どれぐらいの給食費の出し入れになるのですか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

先ほど教育長が、小学校の給食費3,800円、中学校の4,500円で申しましたけど、全部を計算しますと月6,782,900円、年間11カ月しますと74,611,900円になります。年間は74,611,900円です。月は6,782,900円です。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

これだけの大きな金額ですから、当然監査が必要になると思いますが、何人、どんな方がなられますか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

現行では、現在では、学校長が年間2回監査をいたしております。大変なお金でございますので、きちんと監査をするように教育委員会から指示をしております。

で、新しくなった場合、今70,000千円等々の長大な金額でございますね。事故がないようにきちんとやりたいと思いますが、学校給食センター運営委員会、この中で監査のほうを取り扱いたいと、このように思います。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

いろんな、各地で使い込みとかあってますので、それはもう重々ということに進ませてください。やはりセンター長という形で必要なのではないかなと、それはもしかして兼務にしる、それを要望しておきたいと思います。

2番目の、次の項目です。子育て支援策です。

先ほど、同じような回答をされて、ちょっとがっかりしています。お聞きしますけども、いつまで社協にゆだねられて、設置は当分と言われましたけども、その設置の必要性を今持っていらっしゃるのか、そのことを伺います。

議長（酒井恵明君）

こども課課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

子育て支援センターの件につきましては、町長のほうから答弁がございました。当分の間というふうな形にはなっております。

これは、地域子育て支援拠点事業実施要綱によって補助事業で行っております。もう御存じというふうに思いますが、この今やっておる、社協でお願いをしてる分については、広場型というような形、それともう一つ、今議員から言われた分はセンター型ということで、この両方とも、この要綱の事業内容につきましては、子育て親子の交流の場の提供と交流促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施と、この4つを基本的には両方ともやるというふうなことで、現在、今子育て交流広場のほうでは実施をされてます。それと、それに加えて機関誌等の発行もやっておりますので、一定支援センター的な役目を果たしてるのではないかなというふうにもちょっと考えております。

ただ、この子育て交流広場以外の、例えば保育所、それから幼稚園、学童保育とも何でも一緒ですけども、こういったもの一括した情報発信の場ということが支援センターということになるかと思っておりますが、これまでの事務量をこなすとなると、どうしても人的対応が必要と、予算の面ということにすぐなってしまいますが、その部分と、あと保育園にも支援センターを置いたらというような話もちょっと以前はあったようです。ただ、今保育園の状態も、臨時さんをお願いして、正職員ばかりじゃなくて、目いっぱいのところで作らせてもらってるということと、その保育園の園児さんのスペースと、やはりそういう補助事業等でやっていきますと、別枠でまたそういう場所を確保しなければならないというふうになりますので、どうしてもそういうスペースもとれないということになって、今のところ、現在社協でやっておる子育て交流広場をお願いをしているということになっております。

ただ、この情報発信ということだけで言いますと、やはりうちのほうで、こども課ということで新設されましたので、私たちが、何とかそういう住民の方に向けての子育てに関する情報発信というのをもう少し力を入れていかなければならないというふうに思っております。支援センターについては、やはり先々には必要なものというふうに認識しております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

先々にはと言われましたけども、せっかくこども課が4月から発足したわけです。今、数字がどうかはよくわかりませんが、子育て世代の世帯数と、実際に、延べ利用人数ではなくて、広場にいらっしゃる登録されている方との割合を比べたら、まだ支援センターがあって、情報発信を頻繁にしていくと、地域で孤立した子育てをされている方が本当にあそこに行ってもよかったですということがふえるのではないかと思います。そういう意味では、子育て世代のニーズには、やっぱり今基山町はこたえていないのではないかなと言わざるを得ません。

町長にお聞きしますが、それこそきのう平田議員の発言にもありましたように、トップダウンで子育て支援センターをつくるということにはなりませんか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

子育て支援センターは、先ほど課長も言いますように、社協で交流広場という形でやっております。それから、保健センターでも、これは保健師サイドでやってると思うんですけども、年齢分けて、親子で来ていただいて指導したりもしております。それから、保育園は保育園でゼロ歳児からの保育もしておるといようなことで、そこそこではやっとなんですけども、しかしそれは、やっぱりもっとしっかりした組織が必要だということ、これは私も本当忘れるものじゃございません。学童保育とともに頭から離れないといような状況でございます。

したがいまして、これは本当に、日にちを区切ってでも、限ってでも、何とかここでお答えしなきゃいかんのかもしれませんが、やはり建物のこともございますし、人的なこともございますしということで、私自身も、いつまでもどうと、どの程度のどの規模でといようなこともまだちょっとはっきりさせ切っておらないというのが実情でございます。そういうことからしまして、これはやっぱり、繰り返しになりますけども、決して私も忘れてるわけじゃございませんし、いろんな要件も考えながら取り組んでいきたいということを申し上げときます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

素人の浅はかな考えかもしれませんが、役場の1階のあのこども課の中に、支援センター長っていう形でプレートが上げられないのかなって。で、そこでいろんな相談事、いろんなことが来たときに、多分混乱すると思いますが、それはどう対応していけばいいのかというのを、まず役場の方がそれを経験されて、そして、それがどう、本当に情報発信の場として全体をつなぐ場をどうつくるのかっていうのを進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次です。ガイドブックが11月にできるということで楽しみにしています。これは、今後いろいろ差しかえ、それから新しい事業の追加などもあって、徐々に充実したものになっていくと思います。よろしくをお願いします。

最後です。男女共同参画社会の策定計画とその策定委員についてです。人選は大体もう、10月策定、進むということですので、もう決められて、大体人選が終わっているのでしょうか。その人数は何人で、そのうち女性は何名ですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。（「公募が何人か」と呼ぶ者あり）

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、人選はまだ決まっておりません。公募については、10月の、まず今定例会で提案しておりますので、それはできれば10月の広報等で公募の募集をしていきたいと思っております。公募については、一応3名の予定をしているところでございます。

先ほど言いましたように、決まってませんので、女性が何人とか、そういったことはまだわかりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございます。前回は要望しましたけども、基山町の女性グループの方の活動が、いろいろ頑張っていらっしゃるのを見聞きしています。きのうもたくさんお見えでしたけども、婦人の広場の方とか、それから翼の会っていうのが全国組織としてあります。それから、

J Aの婦人部などの方も協力してもらおう。それから食、食改と略して言いますけども、その方たちの活動もいろいろあって、本当に女性の力を基山はもとにして、いい町として進んでいるのかなと思っています。たくさんの人材の方がいらっしゃいますので、どこかに限定して頼むということではなくて、公募も、公募した人だけが、その中から人選するというのではなくて、もう少しそういう方との、総務のほうでコンタクトをとっていただいて、たくさんの方が女性参画の事業に積極的に参加されていけるように要望をして、私の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時55分 休憩～

～午後1時4分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

ただいまより鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

こんにちは。4番議員の鳥飼勝美でございます。私の今回の一般質問は、基山町の財政運営と高齢者対策の2点について質問をさせていただきます。

まず第1に、基山町の財政運営の根幹をなす自主財源であります町税について質問いたします。

現在の私たちを取り巻く経済情勢は、アメリカのサブプライム住宅ローンの破綻による世界的金融不安や、これに伴う国際的な金融資本が原油などの資源確保へ走ったため、原油を初めとする資源価格の高騰を招き、ガソリンや原材料費の値上がり、それに伴う消費者物価の上昇など、私たちの日常生活を直撃している現状でございます。

このように、賃金は上がりず生活関連物資が値上がりするなど、厳しい経済情勢の中で、基山町の財政運営に欠くことのできない自主財源である町税の動向にも少なからず影響があると思われませんが、基山の町税約2,456,000千円のうち94%を占めます町民税と固定資産税の収納状況はどうか、また今後の見通しはどうかについて質問いたします。

次に、国からの税源移譲額について質問いたします。

平成19年1月から実施されました小泉内閣の三位一体改革であります国から地方へ、地方分権のための所得税を住民税へ3兆円の税源移譲がなされておりますが、基山町への税源移譲額は幾らになっているのかお尋ねいたします。

次に、町税の滞納状況について質問いたします。

徴収率の推移でございます。過去3年間の町税の徴収率の推移と県内での徴収率はどのように推移しているか、お尋ねいたします。

次に、滞納者の状況についてでございます。滞納者の社会的・経済的状況なのか、納税意識に問題があるのか、その原因は何が起因すると考えられますか、質問いたします。

次に、長期滞納者対策について質問いたします。

徴収困難な滞納者は何名か、その滞納額は幾らか、また長期滞納者に対してこれまでに行った差し押さえなどの件数、金額は幾らになるかお尋ねいたします。

次に、3番目でございます。基山町の今後の財政運営の基本的方針について質問します。

総合計画の財政計画の見直しについてでございます。ことし6月に公表されました総合計画実施計画の中の財政計画の今後の見直し予定と見通しについてでございます。平成20年度の町民税額は、当初予算2,359,000千円と計上されておりますが、財政計画の中では2,470,000千円として計上され、約110,000千円が、当初予算が少なく計上されております。この原因についてお尋ねいたします。

次に、財政健全化への取り組みについてでございます。厳しい財政運営の中、財政の健全化を進めるために、行財政改革の遂行が求められております。その中で、基山町の自主財源の確保のため努力されておることは十分承知いたしておりますが、例えば町有財産の売却、貸し付け、有料広告等の積極的な活用を図ることが必要と考えておりますが、御見解をお尋ねします。

次に、財政健全化法の早期健全化基準の指標と町の指標との関係についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、全国統一の早期健全化基準の指標等が発表されておりますが、基山町の財政健全化を示す実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率の4指標について、基山町はどうか、お尋ねします。

次に、小森町長は、基山小学校建設等により基山町の基金財政が非常に厳しいと発言されておりますが、どこまで厳しいのか。また、基金が底をつくとの発言もお聞きしますが、何年先に基山町の基金が底をつくのか、またそのときの対応についてお尋ねいたします。

次に、財政問題、最後でございますが、現在の財政状況でいつまで単独の町政運営が可能なのか、質問いたします。

次、質問事項2でございます。基山町の高齢化、高齢者の福祉対策について質問いたします。

急速に進む基山町の高齢化率の推移と今後の予測について質問いたします。

次に、平成12年度から創設されました介護保険制度が始まりましたが、基山町内の介護保険の要介護度別の人員及び施設入所者数と在宅介護者数について質問いたします。

次に、介護保険の施設サービスの現状と課題について質問いたします。

町内の介護施設数と収容人員及び町内の方の町内の介護施設への入所者数について、何名なのか質問いたします。

次に、介護保険の在宅介護サービスの現状と課題について質問いたします。

各在宅介護サービスの需要と供給が十分なのか、また在宅サービスの待機者はいないのか、在宅介護保険のサービスを受けていない介護認定者の割合はどのくらいか、在宅医療を受けている家庭と在宅介護サービスとの調整は十分とれているのか、在宅の高齢者で昼間だけ独居状態の人、通称日中独居と言われますが、日中に独居老人家庭がどのくらいあられるのか、またその実態を把握されているのか、また日中独居の人たちへの地域の民生委員等への情報提供はなされておるのか、質問いたします。

最後になりますけど、介護保険を受けないで元気な高齢者が生活をしていただくというのが一番大事だと思います。これからの介護を受けない元気な高齢者対策について、具体的な方策があるかお尋ねいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

鳥飼議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、1、財政運営についてということで、(1)町税の課税状況、ア、町民税、固定資産税の収納状況ということです。

個人町民税の収納状況は、平成17年度で667,884千円、18年度で725,832千円、19年度、885,277千円でございます。固定資産税の収入状況は、平成17年度が1,242,665千円、18年度が1,206,958千円、平成19年度1,221,604千円でございます。

イ、国からの税源移譲額はということで、19年度につきましては、約120,000千円です。今後につきましても、同程度の額で推移していくものと思われます。

(2)の町税の滞納状況についてでございます。

アの徴収率の推移はということで、過去3年間の町税徴収率の実績と県平均の実績につきましては、現年課税分と滞納繰越分の計で、平成17年度、町が98.1%、県が91.5%、平成18年度が、町が98.3%、県92%、平成19年度、町98.1%、県92.8%となっております。

それから、イの滞納者の状況はということは、ケースによって異なりますけども、社会・経済状況及び滞納意識、両面あるかと思っております。

ウの長期滞納者対策はということです。自己破産や行方不明者等、現時点で徴収困難であると思われる滞納者は43名、13,271千円でございます。これまでに行いました差し押さえの件数は、平成17年度57件、8,796千円でございます。平成18年度が75件で4,002千円、平成19年度76件、3,018千円でございます。本年度に徴収率の向上を目指し、職員2名体制で徴収係を税務住民課に新しく立ち上げたところでございます。

(3)の今後の財政運営の基本方針についてでございます。

アの総合計画の財政計画の見直しはということで、実施計画の見直しは6月を予定しております。当初予算では収納率95%で計上しておりますが、財政計画では収納率98%で計上いたしております。

イの財政健全化の取り組みはということでございます。町有財産の売却、貸し付け、有料広告等を積極的に行っていきたいと思っております。9月9日には、基山町とメークス株式会社の温浴施設事業の事業用借地権設定覚書の調印式を行ったところでございます。その他、今後も経費節減、収入増を図るように努力してまいります。

ウの財政健全化法の指標と町の指標との関係はということでございますが、法で示された早期健全化基準等に関する指標は、実質赤字比率が15%、連結実質赤字比率が20%、実質公債費比率が25%、将来負担比率が350%、公営企業における資金不足比率が20%となっており、本町においてはいずれの指標も下回っております。

それから、エの基金が底をつくのは何年先かと、そのときの対応ということでございますが、今後新たな事業を、特に大型事業をしないというところでの長期財政計画の見通しの作業を行っているところですが、現段階では平成25年ごろになるのではないかと一応想定はいたしております。この年数を申しますと、いたずらに危機感あるいは不安感を町民の皆様方

に与えるという嫌いもありますので、ここでちょっとその注釈をさせていただきたいと思えます。

この中・長期見通しの必要性っていうのは、私も従前から考えておりまして、18年に見通しをしようということで、そして19年、20年と見直しを行ってきたところでございます。18年のときには、23年ぐらいには基金が枯渇しやせんかというような見通しでございました。それが、1年たって、25年ぐらいはというようなことになりました。さらに、財政改革もかなり進んだというところで見直したんでございますけども、一応25年という数字を出しております。これは、やっぱりあくまでも厳しいところで見積もっております。そしてまた、不確定要素がかなりの部分あると。町税にしましても、労働人口が減るからもっと減りやせんかというような見方もありまじょうし、あるいはまた企業誘致等もある程度進んで、幾らか伸びやせんかというようなこと、それから固定資産税の見直し、このあたりもいろいろ考えるところでございますけども、その辺はどの程度取り入れるもんかというようなこと。それから、交付税につきましては、これは全く国からの交付でございますから、予測がつかない。ただ、減ることだけは間違いないだろうという覚悟はしとこうというようなこと。その辺のところの非常に難しい部分がございますもんですから、これは一概には言えない部分がございます。

それから、今度の見直しにしましても、一部署で見直したという嫌いもあります。あるいは、私どももまだ本当につぶさに資料を精査したというものでございませぬ。そういうことですので、やはりこれはいろいろと見方によって変わってくると思えますけども、その辺のところをちょっと申し上げておきたいと思えます。これからまた、幅広く再検討して、できるだけ近い線に見ていかなきゃいかんというふうには思っております。

それから、あとは財政状況、いつまで単独の町政運営が可能なのかということでございませぬけども、これはもう可能というか、当然存続可能策を講じて、やはり基山町、生き残っていかなくやいかんと、そういう気概で収支を考えていきたいというふうには思っております。

それから、2の高齢者福祉対策についてでございます。

(1)高齢化率の推移と今後の予測はということで、国勢調査出の数値は、昭和60年11.1%、平成2年13.9%、平成7年14.2%、平成12年16.3%、平成17年19.2%になっています。また、平成20年8月末は19.8%で、やはり高齢化率は増加しております。

今後の予測については、第4次総合計画の将来フレームの中で、平成22年は21.6%。平成

27年は26.3%の推計をしておるところでございます。

(2)の介護保険の要介護度別の人員及び施設入所者数と在宅介護者はということでございます。平成20年6月現在で、要支援1は174名で、全員在宅でございます。要支援2は60名で、これも全員在宅です。要介護1は130名、うち施設が2名、在宅が128名、要介護2は76名で、うち施設が19名、在宅57名、要介護3は100名で、うち施設が24名、在宅76名、要介護4は66名、うち施設40名、在宅26名、要介護5は37名、うち施設21名、在宅16名、要介護認定者数643名、うち施設入所者数は106名、在宅介護者数は537名になっております。

(3)の介護保険の施設介護サービスの現状と課題はということでございますが、町内の介護施設数と収容人員及び町内の入所者数は、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム寿楽園、介護老人保健施設あおぞら、介護療養型医療施設きやま高尾病院の3施設でございます。

収容定員と町内の入所者数は、寿楽園が80名で、うち50名、あおぞらが100名中30名、きやま高尾病院が120名うち12名となっております。

(4)の介護保険の在宅サービスの現状と課題はということでございますが、各在宅介護サービスの需要と供給は十分か、また待機者はいないのかということ、それから在宅介護派遣サービスを受けていない介護認定者の割合はと、2点は共通性がありますので、一緒に回答いたします。

要介護認定者の中で、サービス利用率は85.5%で、サービスを受けていない介護認定者の割合は14.5%になっております。したがって、認定者の利用率が100%になっていないため、供給に余裕があり、施設以外のサービスについての待機者はないものと考えております。

在宅医療を受けている家庭と在宅介護サービスとの調整は十分なされているのかということでございますが、介護サービスを受けるには必ずケアプランの作成が必要になるため、作成者のケアマネジャーは、中立・公正な立場で関係機関との連携を持ち、適切なサービス提供がなされるようにしております。その点からして、調整は十分になされていると思います。

それから、日中独居の独居老人家庭は何人かということ、また地域の民生委員への提供はなされているかということでございますが、基山町全体の日中独居の把握はしておりません。しかし、緊急通報システム設置者の中で日中独居のために設置されている方が88名おられます。また、配食サービスでは114名で、重複がありますが、課で把握できている数は以上でございます。

また、民生委員等への情報提供については行っております。特に日中独居に関しては、民生委員等からの情報で把握できる面が多いものと考えております。

(5)介護保険を受けない元気な高齢者対策は何かということでございますが、社会福祉協議会補助、それから老人憩の家指定管理料、筋力アップ教室委託料、老人クラブ補助金ほか世代交流事業補助金等の支出を行って対策を行っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

財政運営につきましての町民税の課税状況でございます。先ほど、説明といたしますか、御回答ありましたように、町民税、固定資産税につきましても順調な収納状況ということでございます。税制改革なり、非常に難しい要素もあると思えますけど、担当課長として、将来の予測、予測しても、二、三年でも5年でもいいですけど、大きな、この基山町のこの高齢化なり、そういうところを把握した前提でもよろしゅうございますけど、基山町の税の収納状況の予測って、難しい観点があると思えますけど、わかる範囲で結構ですので、お答えください。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

税の将来的な徴収状況という非常に難しいものがあるかと思えます。

きのうの池田議員の質問の中にもありましたように、もう団塊の世代が既に始まったかなというふうなことをちょっときのうもお答えを申し上げたと思えます。206億円が204億円、総所得税ですね、190,000千円から180,000千円程度の総所得が減ってきてつつあるというふうに感じておりますし。ただ、今後の町民税の動向といたしますか、伸びるか伸びないかということになってくると、先ほど言いましたように、町民税については若干減少ぎみにあるだろうというふうに思っております。

あと、固定資産税につきましては、御存じのとおり、企業誘致等が来ております。税としては、製造業等は当然伸びてきます。しかし、歳出で奨励金を出していくということで、ほ

ば差し引きはゼロに近いものがあると思いますし、あとはその企業の頑張っていたら法人税あたりに反映させていただければ幸いですというふうに思っております。

固定資産税で申しますと、流通部門も1社大きなところがあります。で、固定資産税にかけていますと、流通部門と申しますと、余り大きなメリットはありません。なぜかと申しますと、償却資産がないと。中にある器具が非常に少ないということで、40,000千円から50,000千円程度の、初年度は増収になるだろうというふうに思っておりますけども、あとは減価償却でどんどんどんどん落ちていきますので、その辺を考えると、余り反映は、そういう40,000千円程度はありますけども、増としてはその程度かなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

基山町にも、税制面でも高齢化の波っていいですか、総所得が、若干ではあると思いますが、減ってくると、総所得金額が下がってくるというふうな状況、固定資産にしても非常に厳しい情勢だと思っております。今後とも、収納率っていいですか、税金については、担当課長大変でしょうけど、よろしく願いしときます。

それから次に、国からの税源移譲額ですね、私が調べましたところ、昨年度の平成19年度の決算で、先ほど回答は120,000千円が国からの、基山町に税源移譲額だったというんですけど、私の調べましたところによりますと、基山町の現年の個人町民税でいきますと160,000千円増加いたしておりますけど、この差の40,000千円についてはどのように理解したらいいですかね。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

三位一体におけます税源移譲というのは、もう既に御存じのとおり、大きな税源移譲と申しますのは、税を、住民税を10%、町民税6%、県民税4%ということで一律にされたということでございます。

で、基山町の場合、その前が、平均税率が、御存じのとおり5.1から4.9ぐらいのところを推

移しておりました。これを、一つ一つ18年度の税に計算して上げたものじゃございません。これは、あくまでも交付税上の算定上に出てくる推計値で120,000千円程度出ておりました。ということで回答させていただいております。残りの40,000千円近くは、いろんな税制改正とかあっております。その分の増であろうというふうに私は思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

次に、町民税の滞納の件につきましてお尋ねいたします。

滞納、非常に滞納については担当課も御努力いただいておりますけど、現年課税分の個人町民税の収納状況でございますけど、平成18年度までにつきましては99.3%から99.5%台を推移いたしておりましたが、平成19年度の個人町民税の徴収率が初めて99%を割り込みまして98.9%とし、滞納額が10,000千円となっております。ちなみに、平成18年度は3,300千円の滞納でございましたけど、これが10,000千円に約3倍膨らんでおりますが、その滞納額の増加の原因、税源移譲に伴う住民税が重くなったと、自主課税権との関係ではないかと思っておりますけど、この現年課税分が3倍上がった理由。

それと、それについてと、佐賀県内の市町村の中でも、徴収率については基山町がもうトップの徴収率ということで、大変担当課の努力を評価はいたしております。ですけれど、税源移譲に伴います自主課税額の増加に伴い、ますます徴収率が下がるおそれがあるわけでございます。そのためには、一般に納めていただいております納税者との公平感、そういう確保をする面においても、十分担当課としては徴収に御努力願いたい。

私、今、一つの方法ですけど、現在も行われてると思っておりますけど、口座振替の制度、窓口とのこの関係と、それぞれの徴収率がどのぐらいの関係があるのか、その辺に、2つの件について、滞納額の増額と口座振替等のそれについて御質問いたします。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

確かに町民税の19年度分の滞納額は増大いたしております。これは、きのうもお答えしたと思っておりますけども、議員おっしゃるとおり、やっぱり6%の税率アップ等も大きく響いてい

るものというふうにも思っております。

で、徴収につきましても、やはり、きのう品川議員の質問の中でも言いましたように、積極的に夜間徴収等も行いながら、とにかく滞納者の方の額を増大させないと、払えるうちに催告をするというのを基本に、今徴収を頑張っておるところでございます。今後も、そういうことで一生懸命頑張っていきたいというふうには考えております。

それから、口座振替の割合でございますけども、税別に申し上げますと、個人住民税口座振替が、これは普通徴収でございます、これが31.67%、その口座振替の徴収率が99.39%、それから現金のほう、これは残りの68.33%、徴収率が94.47%。よろしゅうございますか。

それから、固定資産税でございますけども、口座振替が23.96%、口座振替によります徴収率が99.67%、それからこれは窓口、現金給付、これが割合が76.04%で、その分の徴収率が99.46%。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ただいま課長のほうから答弁されましたように、現年課税分が約3倍滞納がふえてるということで、この現年課税分が来年の滞納繰り越しにもなって、また来年の滞納額になりますので、先ほど決意をされましたように、早期の徴収について、なお一層の努力をしていただきたいと。

それに伴い、口座振替の奨励についても、先ほど言いましたような、回答がありましたような、徴収率が相当上がるというふうな現象もあるようでございますので、ひとつ今後の対応をよろしく願いいたします。

それともう一つですけども、滞納の中で、滞納繰越分、この滞納繰越分、相当な金額になると思いますけど、これも平成18年度までは滞納繰越分の徴収率が23%ぐらいで推移しておりましたけど、平成19年度になって18%と、5%ぐらい滞納繰越分も増加いたしております。これについても、先ほど回答ありましたような、そういうふうな税源移譲による住民税が高くなったということでの滞納ではないかと思っております。住民税の重要性を納税者の方に十分意識をしていただいて、徴収率アップといえますか、よろしく願いいたしたいと思っております。

次、ウ、これがまた長期滞納者対策についてでございます。先ほど徴収係を2名体制で立

ち上げられたということですが、私はこれでは十分ではないんじゃないかと思っております。今議会に決算資料として出されました基山町監査委員によります平成19年度の決算審査意見書10ページには、監査委員の意見としてこう書かれております。「税率アップによる滞納額を上昇させた。今後とも、格差社会を反映し、滞納者が増加することが見込まれる。担当職員のさらなる徴収努力を望む」というふうに監査意見書が書かれております。ここには「担当職員の」ということではございますが、今後とも、税源移譲による町民税のウエートが高まることには変わりません。町民税の滞納が年々増加することが予想されておるわけでございます。それに伴いまして、徴収体制の一段の強化ですね。私は、税務担当課だけの問題ではないと、全庁的な職員による徴収体制の取り組みが必要と考えておりますが、職員管理、人事関係のトップであります副町長の所見をお伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

副町長。

副町長（古賀徳實君）（登壇）

とんだとこで私のほうにいただきましたけど、今の徴収体制の中での2名の問題で、確かに不十分であるということでありまして、当初は3名という話も出ておったわけですけど、その中での調整として2名ということで、ことしから始めたと。この状況をもう少し見ていただきたいというふうに思っております。これだけですか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

19年度までは、徴収係というのは兼務でございました。係長兼務、係員兼務でございました。しかし、20年度からは徴収係専属で2名ということと、また税務課職員、税務係ですね、私を含めて10名、すべて徴税吏員の任命を受けております。

で、今現在2名で、すべて滞納者の方の金融機関調査、年金調査、それから給与調査を、できるものはすべてやろうということで、そこが判明しましたら、10名体制を班割りして徴収に行こうということで、今そういうふうな体制をとっております。今までが、もう全部おりましたけども、なかなか片手間というたら申しわけないんですけども、住民税の仕事をしながらか徴収をすとか、固定資産税の仕事をしながらかするということで、なかなかそういうふうな、兼任であった者同士と一緒に行動することがなかなかできなかったという面もござ

います。今度からは、そういうふうな下調べをすべて徴収係もし、また全員で徴収に当たって、いこうという体制でありますので、いましばらく御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

本当ですね。同じ公務員で、税務課の職員は大変だろうと思います。しかし、大事な自主財源であります税の徴収、公平性を保つ上でも、なお一層の努力をされることを強く要望いたしております。

それに伴いまして、問題は、複雑多岐にする長期、非常に長期滞納者の方についての徴収はなかなか難しいことがあると思います。はっきり言いまして、役場職員だけではできない、弁護士なり、いろんなことで複雑多岐な徴収ケースもあると思います。これについては、基山町だけで対応するには、非常に人的にも、いろんな研修においても難しいこととありますけど、私は、きのうも税務課長が言われましたけど、滞納整理機構、こういうことについての、基山町は徴収率が高いから加入しなくていいというふうに聞きましたけど、それについては、うちのほうでいろんな研修とか相談とか、そういう業務は連携はどういうふうになっておりますか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

きのうお答えしました、仮称でございますけども、佐賀県滞納整理推進機構ということがございます。これは21年度から佐賀県税事務所に6市町、武雄県税事務所に6市町の2カ所、12市町でもって構成をしたいという、今そういうふうなことで県が動いております。その機構と申しますのは、共同で差し押さえをしたりとか、お互いに、県の職員とその町の職員とで行って行きますよというような機構でございまして、その機構の中は佐賀県下全市町入っております。で、その中で行われますその滞納整理に関する徴収に関する研修会とか、それからまた意見交換会とか、それからまたいろんなわからないところを問い合わせるとかちゅうのは基山町も当然できるわけでございますので。そして、これは3年をスパンに考えられておりますので、その後またどうなるかというのは、21年から23年度ですので、23年度に

見直しをするということになりますので、もしそういうふうな事態になれば、当然基山町もそっちの方向でも考えていかなければならないというふうには考えております。

しかし、これはあくまでも佐賀県ですので、県税が主になってくるわけです。ですから、固定資産税とか、極端に言えば国保税とかはちょっと後回しになってしまうというふうな傾向はちょっとデメリットとしてございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

もう何回も言いますように、公務員として、徴税は大変だと思います。ひとつ積極的な職員の研修といいますか、情報、いろんな滞納整理の情報、いろんな研修についても積極的にレベルアップを図って、滞納者への、複雑多岐にわたる滞納者対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、基山町の財政運営の基本的方針についての2回目でございます。

これも、徴収率との関係がござひます。私が、110,000千円当初予算が財政計画よりも少なく計上されているのは何の原因かというわけがござひます。私なりに調べましたところ、当初予算においては町民税の徴収率を95%で計上してあるわけですね。で、今補正予算で98%へ、3%を追加されておひます。その財源が約67,000千円ではないかと思ひます。この67,000千円は、当然当初予算で計上すべきものでござひますと思ひますけど、67,000千円分の町民税を過少に計上してある。つまり留保財源といいますか、悪く言えば隠し財源といいますか、こういう形で3%の分を当初予算に計上してないということがござひまして、私もこの間については若干知ってるつもりでござひますけど、これは長い間慣例になっておひるわけがござひますね。慣例にはなっておりますけども、もう是正をする時期ではないかと思ひとるわけがござひます。

とはなぜかといひますと、企画政策課のほうで作成されておひます財政計画書、ことしの6月いただきました。それについては98%で計上してある。基山町が長期計画を、当初予算と財政計画出して、こっちでは95、こちらは98、こういうことで、いたし方なく、今までやっていたからやってるというふうな答えにはなっておりますと思ひますけど、これはもう是正する必要がありますと思ひます。強いて言ひば、追加して言ひば、当初予算では3%少なくした分

を繰入金を少なくしてあるわけですね。で、今度9月補正では、3%、67,000千円上がったから繰入金を少なくしてある、ただそこだけの問題だと思うわけです。

で、これは、地方自治法210条、総務課長といたしますか、あれ御存じだと思いますけど、それに総計予算主義というのがあるわけですね。この中で、読んでみますと、地方自治法210条には「会計年度における一切の収入及び支出はすべて歳入歳出予算に編入しなければならない」と書かれているわけです。その実例、凡例については、そのすべての歳入歳出に予算に編入するとはどういうことかということですけど、それには「収入予定額の全額を歳入予算に計上しなければならない」というふうに規定してあるわけですね。ということは、この210条に抵触するおそれも多分にあるんじゃないかと。これ全額、最終的には99.、98.になるとは思いますけども、これはもう同じ基山町の長期計画である財政計画と当初予算との整合性並びにこの210条についてどういうふうに解釈されるか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、「隠し財源」という言葉は慎んでください。（「何て言うの」と呼ぶ者あり）
総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけど、総計予算主義については、議員おっしゃるとおりだと思っております。それにつきまして、当初段階では、やはり確実なことということで、95%の収納率見込みということで計上をさせていただいております。ただ、言われるように、前も言ったと思いますけど、毎年毎年それは検討はしていかななくてはいけないとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ちょっと隠し財源につきましては、そういうことで、余り言いたくなかったんですけど、つい口から出まして、済いません。

それで、総務課長としては毎年毎年検討して。しかし、もう考えることですよ。これは、やはり町民に対して、町民税を95%しか取りませんよということを当初予算で宣言してるわけですよね。それでは、町長、どういうふうに思われますか。私は、常識的に考えて、町民

に対して、町民税は95%しか取りませんよちゅうのを当初予算で提示するわけでしょう。で、財政計画も98%で組んであるわけでしょう。そして、昔繰入金とかは全然なかったころは、先ほど隠し財源といいますか、留保財源になつとると思いますけど、今は繰入金と3%相殺してるだけなんですよね。町長、総務課長なかなか言われないうので、町長お願いします。

議長（酒井恵明君）

どちらに、町長に求めますか。（「はい、町長に。トップダウンです」と呼ぶ者あり）町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も、この話は以前からあっていることは存じておりました。しかしながら、やはり実際財政運営をやっていく上では、どうしてもやっぱり歳入欠陥というような、そういうこともちらっと考えないでもございませぬし、安全性、確実性というようなことをやっぱりつい思うもんで、95%ということでございます。これは、何も違法性も背任性もないというふうに思っておりましたけども、法210条では100%というふうなうたわれ方をしとるということであれば、またこれは本当にそういう意味で考えていかなければいけないのかなという認識を今したところでございます。これはまた、本当に95じゃいけないのかどうかということについて、また検討はさせていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の総計予算主義の関係ですけど、議員おっしゃるとおりだと思っております。ただ、9月には98%で上げてますんで……（「上げとる……」と呼ぶ者あり）いやいや、違法ではないということだけはちょっとわかっていただきたいと思います。その段階では、95でこちらは見込んでるわけでございますから。ただ、先ほど言いますように、毎年検討は当然していかなくてはならないと思っておりますので、その辺の御理解をお願いします。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

これはもう何十年も前から、もう基山町もそろそろ開かれた、町民に対して95%しか取り

ませんよという宣言じゃなくて、大体99.8%ぐらいは収納率あるとでしようが。だから、それからいって、95%にするんなら、90%当初予算組んでもいいってことになるんですよ。90%しか組まないっちゅうことになるんですよ。やはり決算に近い98%で組むのが財政当局としては、何ら留保財源とか、今の段階では繰入金と3%を相殺しているだけでしようが。何ら意味のないことを今されてあるんですよ。来年の予算を楽しみにいたしておきます。

次ですけど、それに伴います財政健全化の取り組みということで、私はいろんな町有地の賃貸借なり関係で、先ほど御答弁ありましたように、9月9日にメークスという会社と温浴施設の進出協定をされたということを見ましたけど、これについて、その内容ですけど、賃貸借期間が何年間なのか、いつから営業されるのか、賃貸借料は年間幾らになるのか、面積、その辺を教えてくださいたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

まず、面積につきましては、その弥生が丘5001番地でございますけれども、その全体の面積が2万1,902.13㎡になっております。そのうち、今度進出協定をする温浴施設分は5,648.05㎡でございます。それで、まだ契約してないのでわかりませんが、一応予算計上は今回しておりますけれども、貸付料として年間908,400円を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

遊休町有地で資産価値もなかったところが、ここに年間900千円ということで、非常に、町長初め御努力に大変感謝申し上げるということでございますけど。

ここで1つ提案でございますけど、このメークスのところが2万1,000㎡町有地があるわけですね。そのうちに5,000㎡で、これで終わるのかどうかは知りませんが、もしこれが、温浴施設が稼働するか、そうしたときに、きのうときょうに非常に話題になっております青空市場といいますか、販売所、直接販売所、関係を一つの選択肢として考えられないこと、あそこは集客力としては、弥生が丘、大きな都市の方がいらっしゃいますし、そういう

一つの選択肢としては考えられないかどうか、その点だけ町長お願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今度賃貸する土地については、何しろ相手もあることですから、その辺は話し合
って、相手が本当に「うちもそれがいい」ということであれば、そりゃ考えられないことは
ないというふうに思っております。それも一つですし、先ほどから出ておりました軽トラの
も選択肢の一つでしょうし、いろんな意味でまた考えてまいります。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

選択肢の中の一つとして、あるかないかは別において、ひとつその辺はよろしくお願
いしたいと思います。

次ですけど、ウの健全化指数、新聞にも大きく出ておりました。基山町は健全財政で、町
長のほうが、25年で基金がつぶれるとか、なくなるとか、底をつくということとこの指標の、
4指標とは全く違う指標が出ておるようでございますが、それはもう別にして、基山町の財
政は、あの指標を見るところ、今までのところ健全であるというふうな認識に立っていいと
いうこと、また担当課長別の意見がありましたら、指数のあれについてお伺いします。ど
ういうふうに解釈すればいいか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

鳥飼議員も御存じだと思いますけど、健全化比率におきましては、実質赤字比率はなし、
連結実質赤字比率もないということで、実質公債費比率が13.6ということになっています。
それと、将来負担比率が64.8、それと下水道の部分につきましても赤字はなしということで、
これから見ればもう健全であるということは言えるかと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

総務課長の力強いお言葉をいただいたわけでございますけど、次の質問との関連がありまして、現在のところ健全財政ということでございますけど、先ほど小森町長が25年には基金が底をつく。で、何で今がそうして町長は25と、あと5年先は、それを町民は全く知らないわけですよ。その説明責任は全くあってないと思うんですよ。町長は、基金が底をつく。ちなみに、基金としてはどういうものがあるかと調べましたところ、平成19年度末で財政調整基金が209,000千円、減債基金が190,000千円、公共施設整備基金が1,129,000千円、合わせて1,528,000千円、基山町は平成19年度基金があるわけです。それで、その基金のうち、平成20年度、ことし約2億円が小学校建設基金として取り崩す予定ですから、13億円ぐらいありますよね。で、そのうち、そのほかにも福祉振興基金が219,000千円、文化・体育施設が101,000千円、ふるさと・水・土地基金が40,000千円があるわけです。そのほかにも、けやき台とかそういうのは取り崩せますから、そういう約15億円ぐらいの基金があるわけです。それがあと5年で全部なくなると、15億円が、というふうに町長おっしゃってるわけですね。で、私はどうも理解に苦しむわけです。だから、何であと15億円が5年間でなくなるか。その中には、私一人考えますと、下水道事業の起債、小学校の起債償還、宝満環境なり、そういうところがあると思います。だから、あるとは思いますが、町民なり議会に対して、こういうのがありますよと、償還表が、毎月このぐらいで25年で基金がなくなりますよと、そういう説明責任が町長にはあるんじゃないかと、ですね。だから、今の状態じゃ、ただ不安、町長さんがあげんおっしゃるとるけん、ちょっと危なかばい、基山ち、それによって町民が基山町からよそに出ていくこともあると思うんですよ、基山は危ない町って。

だから、そういうことで、むやみに発言というのは、何かの根拠見て、いや、もうこれだけ、もう非常事態宣言ぞ、基山町はって町長が言われるんならわかりますけど、こういう資料で、何もなくて、25年で基金が15億円がなくなるという発言については、非常に町民に動揺を来すおそれがあるというふうに私は考えますが、そういう資料とかあってから、ぴしゃっとして、基山町これだけ頑張ってる、きついですよちゅうことがあればいいですけど、何もなくて、そういう発言に対して。だから、それがあるとすればそれを町民に対して提示していただきたいと思いますが、町長の見解を。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

そういうこともあるかということで、余り言いたくなかったんですがございますけども、しかし一応試算したところそういうことだということでございます。何でそうなるかって言われますけども、やっぱり小学校建設が大きいですね。これ24億円、5億円かかるということでございます。そのうちの5億円程度が補助金でしょう。そうすると、あと10億円ぐらいが起債ということ、8億円、9億円が一般財源というような計算になるのかな、そのくらいでございますから、非常にこれがやっぱり重く響いてきてるといふこと。これがなければ、もう万歳で、もっともっといろんなこともやれるといふことだろうと思います。この辺は、やっぱりしっかり町民の皆さんもお考えいただきたいなと思うし、それからさっきおっしゃいました下水道もやらなきゃいかんとかといふような、それから宝満もこれから、やっぱり設備をした分は、借入れじゃございませんけども、返していかなきゃいかんといふようなことでもございます。

したがいまして、やっぱり厳しく厳しく見れば、やっぱりそう、今その13%の、64%のといふことだけでは済まない。そして、これをどこでどう説明するか。こういう数字を出すと、やっぱり説明しなきゃいかんといふようなことで、先ほどからこの場で私も言わせてもらったんですけど、やっぱりそりゃ言うからには説明しなきゃいかんといふようなことでもございます。

それで、4年前ですか、私も初めて出たときに、各地区回らせていただいたときは、これはちょっと、おや、これは大変だといふふうな思いがあったもんですから、その辺は各地区で言わせてもらいました。厳しいですよ。しかし、やっぱりそれをうかつに言うと、基山町はといふようなことになりますから、そこら辺はまた、その辺の兼ね合いといふますか、慎重にやらなきゃいかんといふふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

企画財政課長にお伺いしますが、この、町長はもう言葉だけでこういうことですが、それはどうして計画として、その償還計画なり、これだけ基金がなくなる計画とか、そういうことは全然計算といひますか、計画立てられたことはないですか。（「今まで出てきとらんじゃろう、そんなことは」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今町長も回答したと思いますけど、今作業中でございます、一般会計の公債費でも、この実施計画を見ていただくとわかると思いますけれども、やは7億円から8億円近くになってると思います。それと、補助費等につきましても、8億円から9億円、この補助費等には宝満環境の分とか三神地区環境事務組合の分とか、そういったものも入っています。その中には、負担金のうちで公債費に充てられる分等もございます。それと、下に繰出金等もございますけれども、それにおいては下水道の繰出金等も入っておりますので、そういったところの勘案すると、かなり厳しく今後なっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

なかなか、資料としては作業中ということですが、将来の基山町がかかっておりますので、ひとつ十分精査して、町民に対して一日も早く公表をしていただいて、「ああ、去年まで25%と町長は言ったけど、全然違っとったばい」というふうになってほしいんですけど、その辺も含めてひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、財政運営についての質問は終わらせていただきます。

高齢者福祉対策のほうでございます。高齢化率がどんどん高くなって、やがて今年度末にはもう20%の方がもう65歳以上という、高齢化じゃなくて、超高齢社会のほうの時代に行くと思います。これについて、何ていいですか、対応、方策、非常に難しい、担当課長で難しい問題がふくそうしてると考えておりますけど、この超高齢社会に対する基本的な考え方について、担当課長のほうの御見解を、基山町の対応を、どういうふうな基本の方針で臨んでいくか、それについてお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

高齢化についてという御質問でございます。非常に難しい問題ではございますが、これはいわゆる少子化ともつながっておりますし、基山町だけの問題ではなくて、日本全国の問題

でありますので、それに対するいろんな対応といたしますか、そういうのが国も含めてなされておりますが、やはり担当いたしております、今いろんな形で、後期高齢あたりも含めまして、高齢者に対するいろんな制度が変わってきております。

ただ、介護保険あたりも、今行っておりますが、国もお金がないもんですから、医療費がかからないように、あるいは介護のサービス向上といたしますか、サービスの費用がかからないようにというような対策に頭を痛めておりますので、いわゆる元気なお年寄りといたしますか、元気な方がふえるような形での高齢化対策は必要ではないかというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

そうですね、もうほとんどの方が元気で最期までといたしますか、暮らせる社会、これが一番大事なことと思います。

それで、ちょっとあと時間がございませんけど、ちょっと二、三点ですけど、基山町の要介護が、認定を受けた方が80%が在宅と、残りの2割が施設入所ということでございます。これにつきましても、在宅のサービス関係、十分介護保険者との連携をとって、サービスを受けてない方も相当数あるようでございます。できる限りサービスが受けられるようにお願いしたいと思っておるわけでございます。

それと、基山町で介護保険で町内の施設に92名、約30%の方が町内の施設に入っておりますけど、基山町の施設の需要と供給はどういうふうな状況になっておるのですか。基山町内の方が、基山町での増設計画とか、施設のサービスの創設計画とか、基山町の今の収容人員300名ですか、定員、それについての増設計画とかそういうことはありますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

特に基山町内のそういう施設関係の状況といたしますと、寿楽園が主体的になっておりますが、特に特別養護老人ホームにつきましては、老朽化になっておるということで、その改築も含めて検討をなされておるようでございますが、私たちに直接的にどれだけなるかというのはまだ具体的にお聞きしておりませんが、そういう状況で、今後は新しい施設もできてく

るんじゃないかというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

以上で、2点について私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩いたします。

～午後2時13分 休憩～

～午後2時25分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

大変お疲れさまです。2番議員の重松です。よろしくお願いいたします。

議員にさせていただきまして1年半たちました。この間、定例議会を5回経験し、私なりに質問や提言を行ってきました。この5回の定例議会を通じて、そしてまた昨日、きょうの一般質問を聞いていて率直に思うのですが、町長及び執行部の答弁が何と消極的、何と閉塞的な答弁かと、発展的な視点が少な過ぎるのではないかとつくづく思えてなりません。

当然、町長、執行部の方は、町の業務運営に責任と権限を持たれ、それぞれ答弁には大変苦慮されているとは思いますが、議会が最高の意思決定機関であります。この議会の場で議論が基山町の将来にとって有益になるように、ただむなしい時間が過ぎていかないようにと思い、私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、児童の安全、通学路の安全について質問いたします。

6月26日に基山小学校、9月1日に若基小学校と、不審電話事件が相次ぎ発生しました。幸い事件は発生しませんでした。不審電話の犯人はまだ逮捕されていません。一日も早い逮捕が望まれますが、一方子供たちの安全を守るために、行政として素早い対応がまた求められます。

そこで、緊急時の連絡体制についてまず質問いたします。

まず、保護者への連絡体制がどのようになっているのかお伺いいたします。

また、昨年9月には防災行政無線の運用について質問し、その回答が「運用の基本的な考え方として、防災、治安、火災、災害等の緊急連絡事項を基本に」という回答でした。私は、今日の情勢の中で、高齢者、子供たちが事故に巻き込まれる危険があるし、詐欺行為が多発する中で、有効に活用していただきたいと要望しましたが、緊急性、人命にかかわることについては活用するが、町民の防災無線に対するなれの心配もあり、できないとの回答でした。

今回の小学校への不審脅迫電話事件は、まさに緊急性、人命にかかわる事件だと思いますが、防災行政無線は活用されていません。今後も同様の事件、または緊急を要する事件等が発生すると思います。積極活用をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

次に、自転車通学について質問いたします。

基山中学校の自転車通学の許可要件は、通学距離が2.5km以上であり、自転車通学生徒は現在162名と報告を受けています。自転車が関連する交通事故は全体事故の2割を占めるとまで言われ、そこで今回道路交通法が改正され、自転車に関する通行ルール等の規制が改正され、本年6月1日から施行されました。

そこで、質問ですが、生徒への指導はなされたのか、されたとすればどのような内容でされたのか、質問をいたします。

次に、信号機の設定について質問をいたします。

これは、昨年6月議会で、秋光久保田線と荒籠線の変則T字路、12月議会で秋光久保田線と高島小原線T字路に信号機設置要望の質問をしましたが、町長の回答としては、「交通量調査を行い、鳥栖警察署に要望に行きました」でした。その後、どのような対応がされているのでしょうか。新たにドラッグストアが荒籠線沿いにできています。早急に信号機を設置を鳥栖警察署に再度要望していただきたいと思っております。

次に、循環バスについて質問いたしますが、今日まで各議員さんも質問され、私も昨年12月議会で質問して、またことし2月には、町長、教育長に、実際に一番遠い野口地区の子供たちと一緒に通学路を歩いてもらいました。遠距離通学の問題点について共通認識を持っていただいたと思っております。

昨年12月議会での一般質問で、コミュニティーバスとして遠距離通学に利用する計画はあるのかと町長の考えを伺いました。回答は、「具体的な内容まではまとまっていない。買い物バスや病院バスなどの目的ごとの運行や地区限定と、基本的には台数をふやさないで行え

る方法を検討したい。スクールバスの利用も一つの考え方と思うが、住民の意見を取り入れながら、なるべく早くまとめたい」との回答でした。回答から9カ月が経過しておりますので、改めて質問いたします。

コミュニティバスとしての位置づけをどのように考え、今後の運行にどのように活用するのか質問いたします。

そして、遠距離通学に利用できる体制にするためにも、また高齢化が進み、町民の足として拡充するためにも2台体制にすべきで、その予算措置をすべきだと思いますが、どうお考えでしょうか、回答をまたお願いいたします。

次に、学童保育について質問いたします。

学童保育は、共働き、ひとり親家庭の小学生の放課後及び夏休みなどの長期休業日の安全で安心な生活を保障する場として、必要性はますます高まっています。文部科学省も、国の少子化対策重点戦略として、学童保育の量的拡大、質的拡大をうたっています。

そこで、質問ですが、学童保育の利用児童数はどのようになっていますか。また、2010年度（平成22年度）から71人以上の学童保育に対する補助金が打ち切られます。あと1年半後には、70人以上の解消をしなければ運営そのものが困難になります。解消のために、今後の計画はどのようになっていますか。

次に、学童保育の実態を把握するために、学童保育の開設時間、日数を、平日、土曜日、長期休業日で説明をお願いいたします。

また、学童保育で働いておられる臨時職員さん、全国的には指導員と呼ばれておりますので、私も指導員という言い方に統一しますが、指導員さんの労働実態をどれだけ執行部の方は理解しているのか、大変疑問を持っております。身分の向上と書いておりますけども、賃金面、研修制度、社会保障、退職金、公的資格を含めて労働条件の向上をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

また、現在の指導員さんはすべて女性です。児童の生活面を見るときに、男性の指導員さんがおられたら大変心強いという意見を多く聞きます。男性指導員の採用、配置の計画があるのか、また質問いたします。

最後に、運動広場の建設について質問いたします。

昨年9月議会で、長野地区から運動広場のある公園の建設要望が出ているのに対して行政の考えはと質問いたしました。町長の回答は、都市計画法に基づく都市公園の新たな建設は

考えていない。運動広場については、地元の協力が得られる場合は、その時点で検討したいという回答でした。

長野地区の方に議会報告を行い、またその当時は経済建設常任委員会ですが、昨年11月19日には区長さんの案内で長野地区を現地調査をしてもらいました。地元の意見として、地元の協力が必要なのはわかるが、町長は何を協力してくれと言っているのかが不明だという意見が多くありました。

そこで、改めて質問いたします。

長野地区に運動広場を建設するために、町は具体的に何を住民に求めているのか、また説明をお願いいたします。

そして、これは私の提案になるわけですが、まちづくり基本条例の策定も今進められておりますが、町長が考えている協働によるまちづくりの最初の取り組みとして、場所の選考、広場の用途も含めて、設計段階から町民、住民と一体となって運動広場の建設ができればいいなと考えております。

ぜひ心温まる回答をお願いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

重松議員の御質問でございますけども、もう今おっしゃいました、以前にも何回も質問したということでございます。相も変わらぬというような答えも多々ございまして、非常に心苦しく思うところもございまして、ではございますけども、一応私のほうから最初のお答えを申し上げさせていただきます。

1の児童の安全、通学路の安全についてということでございます。この(1)の緊急時の連絡体制について、アについては、これは教育学習課のほうよりお答えをいたします。

それから、イの防災行政無線の積極活用をすべきではないかということでございます。これは、やっぱり必要に応じて活用していきたいというふうには思っております。これは、あとで申し上げるかどうか、防災無線を当然防犯にも使いたいという気はあるんですけども、それをこの前の電話のときに本当に使うべきなのかどうなのかというようなこと、この辺はやっぱり慎重に考える必要もあろうかというふうには思っております。

それから、(2)の自転車通学についてでございますが、アの道路交通法改正後の生徒への指導はどうしたかということでございます。基山中学校におきましては、道路交通法の改正に伴い、鳥栖署に講師依頼をして、実技、講話の生徒指導を行ったところでございます。

議長（酒井恵明君）

町長、それは教育長の答弁ですね。

町長（小森純一君）続

ああ、そうですか。（「いいですけど」と呼ぶ者あり）いいですけど、ちょっと待ってください、私はチェックして　じゃあ、この通学路はよろしいですね。

じゃあ、(3)の町道秋光久保田線の高島小原線や荒籠線交差点に信号機設置に対して、警察に要望されて以降の対応はどうしてるかということでございますが、これも全く進展がないといえますか、私どもも機会あるごとに署のほうには早期設置を要望しておりますけども、なかなか、いつにどこにするというような返事が来ずにいらいらしておるところでございます。

それから、(4)の循環バスを町民の足になるようにと見直して、遠距離通学に利用するためということで、アのコミュニティーバスとしての位置づけをどのように考え、今後の運行にどのように活用するかということでございますが、これは相変わらずでございますけれども、具体的な内容はまとまっておりません。

それから、イの遠距離通学に利用できる体制にするためにも2台体制にするべきではないか、その予算措置をするべきではないかということでございますが、基本的には、今の時代、台数をふやさないで何とかできる方法はないかということを検討しております。

それから、2の学童保育について、(1)学童保育の利用児童数はどのようになっているか、また70人以上の解消のために今後の計画はということでございますが、現在の児童数は、ひまわり教室が定員95名に対して92名、コスモス教室が定員75名に対して70名です。70人以上の教室解消の今後の計画については、まだ結論は出ていませんが、現在利用している旧公民館の取り扱いや空き教室等の利用などを早急に検討していきたいと思っております。

また、教室の分割については、指導員さんの確保も必要になってまいりますので、9月15日の広報で募集するようにしております。

(2)の学童保育の開設時期、日数はと、平日、土曜日、長期休業日ということでございます。平日は、月曜日から金曜日ということで放課後から午後6時まで、それから土曜日、振

替休日、長期休業日は午前 8 時30分から午後 6 時まで。

それから、年間の開所日数は、平成20年度開所予定で、平日200日、土曜日50日、長期休業日40日の合計290日ということでございます。

それから、(3)の臨時職員の身分の向上及び男性職員の配置の計画はということでございます。現在、基山町では臨時職員の方をお願いしております。県内の状況もほとんどが臨時職員での対応となっておりますが、以前に比べると、いろいろと学童保育に求められるものも多くなっており、学童保育の指導員の方々も大変御苦労されているようでございます。

昨年、国が策定した放課後児童クラブガイドラインにも職員体制や指導員の役割、活動内容なども示されており、指導員の身分向上等については、今後国や県内の動向も見ながらの対応になると考えております。

また、男性職員の配置等については、現在指導員の募集、広報 9 月15日号を行いますので、男性の方も応募いただければというふうに思っております。

それから、3の運動公園の建設についてでございますけども、(1)長野地区に運動広場を建設するために町は何を住民に求めるのかというようなことでございます。現段階では、新規事業への取り組みは大変厳しいものがあります。もし建設するとすれば、以前もお答えしましたように、用地の提供や買収への御協力、さらには整備後の維持管理等への御協力と考えております。

(2)の協働によるまちづくりの最初の取り組みとして運動広場の建設を提案したらどうかということでございます。私も、この協働という言葉が出てきますと非常に心騒ぐものがございます。この協働ということ、互いに住民の皆さんと行政が考え合って、協力し、汗を流していこうというものだということに考えておるからでございます。これによってということでございますけども、これはいい御提案だと思いますけども、(1)でお答えしましたように、基本的には現段階の新たな事業への取り組みはと、ちょっとということでございますので、それはまたそれなりに考えていかなきゃいかんかなというふうには思います。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私は、質問事項 1 の(1)ア、(2)アについて回答いたします。

まず、(1)緊急時の連絡体制についてお答えをいたします。

ア、保護者への緊急連絡はどのようになっているのかというお尋ねでございますが、最近、議員もおっしゃいましたけれども、各地で子供たちをねらった不審者の声かけ、または連れ去りなどの事件が発生しております。本町におきましても、去る6月26日、基山小学校に不審な電話がありました。最近では、9月1日、それから5日、両小学校に同様の電話があり、町民の皆様方には大変な御協力、御支援をいただきました。地域の方々が大勢お見えになっておりますので、これはこの場をおかりしまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、本題のお尋ねでございますが、教育委員会では、緊急連絡網につきまして、これまで学校、PTAなどと連携しながら検討してまいりました。その結果、現在では、基山小、基山中におきまして、町コミメール配信システム、これを導入しております。また、若基小におきましては、株式会社佐賀電算センターが提案しております学校情報携帯メール配信システムのモデル地区としてこれを導入しております。この2つの配信システムをもって保護者への緊急連絡に対応しているところでございます。

ちなみに、最初の取り組みでありました若基小学校の登録率は、保護者の登録率でございますが、現在87.9%でございます。

(2)の自転車通学についてお答えをいたします。

ア、道交法改正後の生徒への指導はどうしたのか、具体的に答えよという問いでございます。平成20年6月19日より施行されました道路交通法の一部改正の通達を受けて、基山中学校では、早速6月25日交通安全教室の中で、「人に優しい自転車の乗り方」と題して、全校生徒対象に実施をしております。鳥栖警察署に講師派遣をお願いいたしまして、講話と実技の生徒指導を行っております。

また、学校職員も、PTAと協力をしながら、毎月第1、第3水曜日に立ち番をして指導に当たっております。

ちなみに、両小学校におきましても報告をしておきますが、学級指導の時間、それから避難訓練とあわせて、それぞれヘルメットの着用や自転車による歩道への乗り入れについて、夏休み前に時間を設けて指導しております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

心温まる回答をお願いしましたけども、気を取り直して質問したいというふうに思っております。

多岐にわたって質問しておりますので、要点を絞って、一問一答方式で質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、緊急時の連絡体制について、言われましたように、両小学校、そして基山中学校についても、メールによる配信が、システムが導入されております。大変いいことだというふうに思っています。しかし、私は、もう片方、町長が議会冒頭でも町政報告で言われましたように、保護者以外にも、今回の事件に対しては、区長会、補導委員会、安全なまちづくり推進協議会等の方々の協力、そしてパトロール含めて町民全体が今回大変事件を心配に思い、協力したところであります。そういった意味では、保護者だけの連絡体制ではなくて、これは保護者への連絡体制は、これどちらかということPTAや保護者会が中心になってされてるんだらうと思いますけども、町全体として、やっぱりこういう緊急時の携帯メールによる配信システムをつくらなければいけないのではないかなと、これが時代の要請では片方ではないのかなというふうに思っております。

佐賀県で、「防災ネットあんあん」が、もう随分になりますけども、情報が入ってきます。今回の事件についても来ましたが、やっぱり佐賀県でのまとめですので、若干遅くなります。そういった意味では、ぜひ基山で基山町独自のメールによる配信システムを立ち上げることができないかなと思いますけども、この点どのようにお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

質問者はどちらに答弁求めますか。（「今のは町全体の関係ですので、総務課長のほう、よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の質問でございますけど、ちょっと町全体では考えておりません。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

それでいいんですか。今、これはもう時代の要請ですよ、メールによる緊急通報システム。佐賀県が、言いましたように「防災ネットあんあん」を配信してますね。で、県はホー

ムページもつくってされてるわけですので、私は携帯メールによる配信も十分できるだろうと思うんですね、こういう緊急時の連絡は。これ、そんなに難しい関係ですか。

今言いましたように、学校については、もう既にPTA、保護者会を中心に設置されております。私は、この学校の保護者以外にも、広く全体に、基山町、いろんな災害から防災、治安等、火災等についてもありますので、そういうところについてのメールによる配信ができないのかなというふうなことで、一言でできないと言われましたけども。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

この安全なまちづくりに対してのメール関係の分については、クロスロード協議会で、基山がこういう形の、県境をまたいでおりますので、クロスロード協議会で部会を立ち上げてまして研究をいたしております。しかし、福岡のシステムと佐賀県のシステムが違うということで、今後どうしていったほうがいいのかということについては、今は研究を重ねておりますけれども。今の段階で、個人で入るというシステムの中で対応しておりますけれども、この辺も含めましてクロスロード協議会でも協議をしていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

ぜひよろしくをお願いします。

それから、今回の補正予算で、これは若基小学校へ着信履歴対応の電話機が今回予算が計上されております。中学校は既についているということだそうです。で、基山小学校については改築時に一緒に行くということだそうです。（「一応ついとろう」「ついとる」「違います」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

答弁してください、教育長。今の基山小学校は改築時とおっしゃったでしょう。既についてるんです。だから、それについて説明願いましょう。

2番（重松一徳君）続

ああ、ついてますか。じゃあ、もういいです、ついてるなら。私が今回質問したいのは、後から学童保育についても質問しますけども、学童保育のそれぞれ教室に、教室が着信履歴

対応になっておりません。だから、子供の安全問題、そして特にこういう事件があれば、着信履歴が残れば犯人逮捕にもつながりますので、できれば、質問事項には入っておりませんが、学童保育の各教室についても着信履歴の電話に切りかえていただきたいというふうな要望がありまして質問しておりますけれども、もし回答があれば。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

先ほどの前段からお答えをします。おっしゃるとおり、中学校を除いて2校には、着信の履歴がつく、そういうシステムを取りつけておりませんでした。このような事件が連発しましたものですから、もう緊急に予算を組んでいただきまして、両小学校、特に基山小の場合は、もう完成間近でございますが、そのときするということもありましたけれども、前倒しをして、両小学校、そういうふうな履歴がわかるシステムを取りつけております。

それで、後段の件でございますが、後段何やったかな。

議長（酒井恵明君）

学童保育。

教育長（松隈亞旗人君）続

学童保育ですね。今学校では、インターホンは取りつけております。インターホンは、中心の職員室から各教室にするやつ。で、学童保育のところには直接に電話は取り込んでいないと思いますので。（「学童保育ですよ」と呼ぶ者あり）学童保育でしょう。放課後児童教室ね。済いません、それはちょっとこども課のほうから答えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

こども課課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今お尋ねの学童保育の電話につきましては、ひまわり教室とコスモスと別々に持っておりますけど、一般的な普通の電話ということで、そういう着信履歴が出るようなものではございません。今小学校のもそういうな予算をつけてという、かなり大きな予算がついておりますので、学童保育の2台分をどのくらいの予算でできるのかというのはちょっとまだ調べてもおりませんし、これからちょっと検討したいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

済いません、静粛にお願いします。

2番（重松一徳君）（登壇）

早急に対応していただきたいというふうに思っております。

先のほうをちょっと急いで質問しますけども、防災行政無線について質問しております。きのうも同僚議員さん質問されておりますので、この点についてはもう深く聞きませんけども、ぜひとも、今から先いろんなことで対応できるだろうと。せっかく基山町全域をカバーする防災行政無線ですので、ぜひ積極活用をしていただきたいようにお願いします。

議長（酒井恵明君）

何か答弁ありますか。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

重松議員おっしゃるのは、私もごもっともだとは思いますが。しかし、これも警察関係になると、やはり犯罪、捜査上の問題というようなことも出てくるやに私は聞いておりますので、その辺のところはやっぱり慎重に、今こういう事件が起きたというようなことで、せっかく逮捕のというような、妨げになってはいけないというような、そういう関連も出てくると思いますので、その辺はまた警察とも十分連絡とりながら考えていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

では、次の質問に入りますけども、自転車通学については、既にそれぞれ講師を呼んでされたということですので、大変いいことだというふうに思っております。ただ、私が今回質問したのは、どうしても今自転車が当事者になる事故が大変多いということで、自転車側に法令違反がある事故がどうしても多いということが今されております。今回の道路交通法で、自転車が歩道を利用できると。場合によっては、標識がなくても場合によっては利用できるんです。という意味では、歩行者と自転車が歩道を共有して利用するといった意味で、まだまだ基山町は、歩道が、幅員にしても、段差にしても十分整備されておられません。そこを自転車が猛スピードで走れば、そしてまして中学生、場合によっては2列で、並列で走ったりしております。児童を巻き込む自転車事故というのも多発する可能性がありますので、この

点については、また機会あるごとに、ぜひ交通ルールのマナーを含めて指導をしていただきたいというふうな要望を申し添えておきます。

それから、信号機の設置について質問しました。回答が、機会あるごとに早期設置を要望していますというふうな答弁です。

改めてこれちょっと質問しますけども、近々のうち、いつこれ要望に行かれましたか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

信号機設置につきましては、鳥栖警察署に毎年要望書を提出いたしております。また、その都度、ことしは4月にも出向きましてお願いもいたしております。その都度、それぞれの要望箇所につきまして必要性を、状況も含めて説明をいたしております。

しかし、鳥栖警察署は、本町の状況は理解をするものの、本町に限らず、要望は他市町からも数多く受けておりますので、予算も限られており、要望箇所の交通量や危険性を最優先していっているというふうなことで、具体的にいつその信号機を設置するということは明確には答えられなかったわけでございます。で、要望したときに感じたのは、まだちょっと順番が来ていないのじゃないかというふうな感触を持ったわけでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

昨日、池田議員さん、信号機の設置について質問されて、最優先にけやき台北部にというふうな話がありまして、なかなか言いにくいんですけども。今荒籠線沿いに、今回またドラッグストアできています。あれがもう近々中に開店するんだろうと思います。ドラッグストアが開店したときに、あの荒籠線沿い含む道がどのように交通量なるのかなと大変心配しております。今でも大変荒籠線、交通量が多くて、朝も夕方も、それぞれ補導員さん立っております。そういった意味では、どうしても私はあそこには信号機は必要というふうに思っております。何度も言っていたきたいと。

それと、何で私が今回いつ行かれたのかというのを質問したのは、実は私も、道路法改正の関係があって、鳥栖警察署と基山派出所にそれぞれ行って聞きました。そのときに信号機の話もするわけですけども、基山町からこういうふうな信号機の設置要望があってるでしょ

うというふうな話をしました、交通課に。いや、あつてますという話がされてありました。その後警察署の方がどういうふうに言われたかと。7月に自分たちも一緒に回りましたと、そして基山駅から含めて見ましたと、確かに信号機が必要な箇所は何カ所もありますと、基山は、しかしという話がありました。どういう話かといえば、街路樹が大変基山の場合は管理が悪いんじゃないですかと。あれだったら、信号機をつけても信号機見えませんよ、標識も見えませんよという話がありました。これ、警察が、信号機だけが交通安全を守るんじゃないと、環境を含めてしないと交通を、安全を守れないんだと。信号機をつけても、見晴らしが悪いなったら当然ですので。そういった意味で、苦言も言われております。

今回、私これ質問に上げておりませんので、要望ですけども、やっぱり見晴らしを片方ようしないと事故は減りませんし、見晴らしがよくなれば、人間心にも余裕があつて、車の運転にしても余裕ができます。ぜひこれについてはまた考えていただきたいなというふうな要望だけ述べておきます。

それから、循環バスについて質問しておりますけども、具体的内容はまとまっていないというのは、余りにも私は無責任じゃないのかなと思っております。これは去年の12月にも質問して、住民の意見も取り入れながら検討するというふうな発言だったんですよね。当然、もう9カ月たつてます。当初は、昨年私が12月に質問して、そのときには来年度にコミュニティーバスとしての試験運行をしますと、その中に住民の方の意見も取り入れながら、あとはもうどんなようなやり方するのか検討しますという話だったと思うんですよ。それが、現在に至つてもまだ具体的な内容はまとまっておりませんというふうな一言で回答されるというのは余りにも無責任じゃないのかなと思いますけども、これ、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

この循環バスにつきましては、これは学童の、子供たちのスクールバスという意味だけじゃなくて、やはりけやき台あたりも高齢化が進んでおるといふような状況もございますので、整備していかなくちゃいかんという思いでございます。

ではありますけども、これが私のそのトップダウンのなさかもわかりませんが、現時点で、それじゃもう一台ふやせといふようなことまではまだ至っていないということござ

います。もう議員も御存じのように、これはやり方いろいろありましようけども、1台10,000千円近くは今までも要っておるわけでございます。したがって、あと10,000千円というようなことになると、かなりだなというような気がいたしておるものですから、ちょっとそこまで決断をし切っていないということでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

ことし、循環バスに予算9,730千円組まれております。1台回すのに9,730千円、これは高いんじゃないかなと思っております。今西鉄バスのほうに委託されてされているわけですが、小郡のほう、いろいろ調べると、小郡なんかは14,000千円ぐらいで2台回してののではないかなと思いますけども、いずれにしろ少し高過ぎるんじゃないかなと。やり方も含めて、例えば直営でできないのかなというふうなことも思いますし、前回のときにも少し言いましたけども、あと100円払っても利用できるようにしてもらったほうがいいんだというふうな意見もあります。きのうそういう意見も出てました。ぜひ、どうしたら一番利用できるのか考えて、これはしていただきたいと。今日まで、せっかくこの循環バスというのを基山はされてこられまして、大変、私のおふくろもよく利用しますけども、利用されております。しかし、もう一步、利用できるように、利用しやすいように、ぜひともお願いして、次の質問に入ります。

学童保育について質問いたしました。時間がありませんので、早速質問に入りますけども、具体的に、70人以上を解消するときに、あと1年半しかありませんけども、どのような考えをお持ちなのか、具体的な計画があればここで説明していただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今お尋ねの70人学級の解消ということですが、町長のほうからも答弁がされましたように、現在のところでは、まだはっきりした、具体的な策を決定はしておりません。今、例えばひまわり教室につきましては、旧公民館の耐震の関係の問題もございまして、そういった取り扱い。あの敷地に逆にプレハブを建てたりとかという方法もあるとは思いますが、特

に基山小学校のほうのひまわり教室については、まだちょっとはっきりはしていないという状況です。

それから、コスモス教室のほう、若基小のほうは、空き教室もあるというふうなことですけれども、給食室もあくというようなことで、一つの案として、給食室等の改修等も考えられるのではないかとということで、今検討してるということで、まだ決定ではございません。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

若基小学校については、言われますように、空き教室等を利用しながら、今回給食センターもできますので、現在の給食室もまた改築すれば学童保育に利用できるかなと思いますけど、問題は基山小学校のほうのひまわり教室ですけども。私は、小学校のこの建設時にどうして一緒に学童保育ができなかったのかなと、大変疑問に思っております。これは、文科省とか厚労省の関係、所管の違いもあるにしても、やっぱり敷地内に学童保育をつくるというのが、安全面含めて大変いいだろうと。全国に約2万カ所学童保育はあると言われてはいますが、約半分ぐらいは学校の敷地内に学童保育があります。私は、ぜひ学校の敷地内に学童保育をつくっていただきたいというふうに思っております。

そういう考え踏まえて、1点質問ですけども、今回予算として、民生費、児童福祉総務費の委託料として、建物及び不動産についての鑑定評価の業務委託料が出されております。私は、これが何を意味するのかははっきりわかりませんが、もし今からこの学童保育を新たにつくるために民有地を基山が購入するという計画だったら、私はこれ余り賛成しかねます。やっぱり基山小学校の敷地内につくるというのをぜひよろしく願いしておきたいと。

今回、基山小学校を改築して、体育館を2階にして、1階を駐車場にした関係では、小学校の土地の有効という面からすれば余裕があるんだろうと思うんです、その分。今まで駐車場が下に、1階にあったのが、今回は体育館の下に新しく駐車場ができるわけですので、そういった意味では敷地に余裕ができるんだろうというふうに思います。そういった意味で、ぜひ学童保育の教室をつくっていただくように。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

ちょっと先走って余り言うのもどうかとは思いますが、いろいろと、どうするのかという疑問もお持ちでございましょうから。いろいろと考えておるといことは事実でございます。現在のところというか、旧公民館、あその耐震と、先ほど出ました、あそこを耐震して、ちゃんと改築もやってというようなこと、それだけじゃ足りませんので、あの横にプレハブでもまた1棟建ててというような、これが1つでございます。

それから、私が思うのは、やっぱり中学校、これはまだ学校がどうかというようなこともわかりませんが、中学校に何とかできないかなと。それから、中学校といいますが、最初にふれあい館をあその中学校の横に引っ張っていこうというようなことだったんですけども、これもやっぱりかなりの費用がかかるということだったものですから、もうそれはよしにして、中学校の横か空き地か、それじゃなきゃ小学校のということで考えたんですけども、小学校のほうは、やっぱり運動場のほうが大分狭くなるというような学校側の話でございますから、じゃあもう中学校のという考えでございました。だから、その辺の、中学の空き教室がないか、それから中学校のあそのあいてるところに何とかできないかというようなこと、それから今の公民館ということ、それから今おっしゃいました不動産鑑定ですか、その辺のところも検討はいたしております。これはまだちょっとはっきり言えるような段階じゃございませんので、いずれまたそうになりましたら、議員さん方にも相談をさせていただきたいと思っておりますけども、今のところは、そういうことでいろいろと検討しておるといようなことでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

もうあと1年半しかありませんので、ぜひお願いしておきたいというふうに思っております。

それから、今回学童保育のそれぞれ開設時間について伺いました。これはどういう目的で伺ったのかというと、私も計算して初めて知ったのですが、学童保育に通う児童が学童保育のひまわり・コスモス教室にいる時間と小学校にいる時間とどちらが長いかというふうに考えれば、漠然的に考えれば、そりゃ小学校のほうの方が長いだろうというふうに思われるかもしれませんが。しかし、計算をしてみると、学童保育にいる時間が、これは年ですけども、先ほど言われました部分で、平時は午後2時30分から6時まで、土曜、休業、長期休業につ

いては、朝 8 時30分から午後 6 時までを計算すると、年間1,555時間、学童保育に通う子供は、これ全部行ったとして、なります。一方、小学校については、朝 8 時30分から午後 2 時30分までとします、学童保育が 2 時30分から始まると計算して。で、それが200日という、1,200時間なんです。若干差はあるにしても、学童保育に通う時間のほうが長いんですね、通ってる子供は。それからすると、きのう平田議員さん質問されて、旧公民館の関係、小学校における時間よりも学童保育における時間のほうが長いんですね。そういうのもあります。

私、今回特に質問したいのは、このように長期の時間を通う学童保育の面倒を見てもらっております指導員さんが、余りにも、労働条件含めてきつい職場、労働条件が大変悪い職場で働かされているのではないかなというふうに思っております。

そこで、実態について調査をしてくれというふうにこども課の課長のほうにはお願いしておりましたけども、指導員さんの働いている、また片方で、仕事を家に持って帰っているとか、サービス労働をしているとか、そういうふうな条件まで含めて把握されているのか、改めて質問いたします。

議長（酒井恵明君）

こども課課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今言われました学童保育の指導員さんの勤務の状態ということですがけれども、今言われましたように、非常に厳しくなっているということだと思っております。先ほど言いました学童保育のガイドラインとかというのが昨年できておりますけれども、これについても、ただ預かるだけではない、いろんな指導をしながら、それで安全面も確保しながらということで、いろんな指導内容等の項目が載ってきております。それに沿っていくと、単純に臨時さんが子供を時間中だけ預かればいいというものではもうなくなってきております。実態についても、そういうふうな近い状態に今なっておりますので、町長のほうも答弁されたように、非常に指導員さん方も、子供さんとの対応、それからその保護者の方との対応と、大変苦労をされております。

で、今、一応しっかりメンバーで、今は各教室 6 人ずつ指導員の先生方おられますけれども、ローテーションを組みながらさせていただいております。その中で、文具とかおやつの買い出し等というのもございます。で、時間中は、やはり子供さんを見なければならないので、それがどうしてもできないので、その教室に来る前に30分なり 1 時間なりということで、そ

ういう時間もございますので、そういったはっきりした時間については、ちゃんと出席の時間のほうを取っておりますので、その分については追加でその時給を払っておるということでございます。

ただ、夏休み前にいろんなチラシ等をつくられます、先生方。そういったものの作成等につきましては、やはり子供さんがいるときはなかなかできないということで、自宅に持って帰って、指導員の代表の先生方がつくられるというふうな話も聞いております。で、一応月に2時間から3時間程度は1人あたりあるのではないかなと。ただ、これが、各教室6名が全員ということではないかもしれませんが、1人あたり二、三時間の月の家での持ち帰りの時間があるというふうなことを聞いております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私のほうも各指導員さんに話を伺う中で、実はびっくりしたんですけども、言われますように、学童保育では、教室ではする時間がないということで、自宅のパソコンを使って、そしてプリンターを使って、そしてそのいろんな分の配布物を作成しているというふうな話でした。これは役所のほうが準備してるんじゃないんですかというふうな話をしましたら、いえ、これはもうずっと過去からそういうふうなことでしたと、それが当たり前と思っておりましたというふうな言われ方でした。これは当然勤務時間中にする仕事でしょうと、逆に言えばこれは労基法違反にもなる部分にもなるんじゃないんですかというふうな話もしながらしました。

今ありましたように、ひまわり教室では、月に約13時間ぐらい、いろんな先生言われたように、6人でローテーションを組みながらですので、全員が必ずしもじゃないんですけども、月に約13時間ぐらい、年間164時間、家に持って帰って平均すれば仕事をしていますというのが書面として出ております。これ、こども課のほうにも多分持っていかれてるだろうというふうに思います。また、コスモス教室のほうもまたそういうふうな内容です。

一番コスモス教室で長い指導員さん、14年間です。14年間働く中でそれが当たり前とおられたという部分では、これは行政にしても大変把握が、余りにもずさん過ぎたんじゃないかなと。逆に言えば、学童保育を指導員さん任せっ切りじゃったんじゃないかなというふうな気がしております。

1つは、今言いました、これサービス労働にもなると思いますが、ぜひこれについては話をされて、まずその補償をしていただきたいというふうに思いますが、これについては何かこども課のほうで計画されておるか、考えがあれば伺います。

議長（酒井恵明君）

こども課課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

各教室の時間外の対応ということですので、これについてはもう少し調べさせていただきたいというふうに思います。その分について時給を出すのか、出せるのか、そこら辺もありますので、予算関係でそれがどんどん伸びていくということではちょっとこちらも厳しくなりますので。

それと、そういうパソコンの関係、できれば原稿等があれば、当然こちらで印刷をしたこともあるようですので、そのあたり、できる限り指導員の先生方に負担がかからないように、こちらのこども課のほうとしてやっていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

いや、今現実として負担かかっているんですよ。だから、二、三時間、毎月家に持って帰って仕事をされているという実態でしか今の学童保育は回せないというふうな指導員さんの数でもあるし、労働条件なんですね。

私、話をする中で、なかなか学童保育が終わって延長というのは難しいと。私も自分に子供がおるから、できたらもうすぐ帰りたいんだと。しかし、今の勤務の中で、例えば学童保育が始まる1時間から勤務として認めてもらえれば、1時間前にそういういろんなプリントにしても作成できるし、打ち合わせも、十分ミーティングもできて、買い物に行ったりとかいろいろできると。だから、勤務時間を前のほうに1時間でも繰り上げて、勤務時間として認めてくれというふうな案があります。これ、ぜひまた検討していただきたいと。

それから、言いましたように、過去を含めてサービス労働をされてる部分については、これやっぱり何らかの補償をしなければならないと。一人一人違いますし、実態も違いますので、これについては十分把握をされてしていただきたいというふうに思います。

それから大変労働条件、いろんな面含めて悪いんですけども、過去障害のある児童を学童

保育に受け入れたというふうな経緯についてこども課のほうはどのように把握されているか、質問いたします。

議長（酒井恵明君）

こども課課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

障害を持たれた子供さんの預かりというのは、基本的にそういった専門の先生方がおられないということで、表向き正式にはやっていないというふうに思ってます。ただ、若干そういう傾向のある子供さんを預かったということは過去にちょっとあるようでございます。詳しくはちょっと把握をしておりません。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

あるんですね。私も話聞きました。ここでは、余りこの障害の中身については詳しく述べません。ただ、大変だったと、1名が張りついておかないと面倒見れないと。そうすると、4人しか指導員さんいらっしゃいません。1人の方が障害のある子にかかれば、あと3人の方でもう見れない状態になってくるということで、大変苦労したというふうな話があります。これは、指導員を、障害のある子供を引き受ければ、これ国からの補助があるんだろうと思うんです。ここに私も資料をいろいろ持っておりますけども、年間百四十何万円ですか、これ障害のある子供を入れた場合は年間1,420千円の加算があるんですね。だから、こういうところも引き受けて、やっぱり障害のある子供も含めて学童保育に入れて、必ず面倒を見るというふうなことをしなければいけないのではないかなというふうに思っております。これ、ぜひ調査をもう一回していただいて、対処していただきたいというふうに思います。

それから男性職員の配置のお願いをしました。これは、私思うに、社会的な要請だと思うんです。指導員さんの話を聞けば、もう私たちが言ってもなかなか子供たち聞いてくれないと、どうしても聞いてくれないと。そして、保護者の男の方とかがいらっしゃるときに大きい声で「こら」と言えば子供たち聞くというふうな実態もあると。だから、どうしても男性の指導員さんの配置をお願いしたいんだと。で、子供たちが急に走り回ったり、飛びついてきたりするとき、女性なかなか対応できないというふうな話がありました。

私は、同一労働、同一賃金が基本だと思います。男性指導員さんだから、男性だけ高く時

給を払うというふうにはならないと思ってるんです。今、指導員さん、臨時職員さんです。時給835円です。今回ホームページにも、言われるように募集は載ってました。なかなか835円で今どき集まるかなというふうな心配もしてます。で、今実際働いておられる指導員さんが、月に30千円ぐらいにしかならないと。しかし、大変負担が重いと。自分はやめようかと思うと。しかし、やめればローテーションが回らなくなるからということで、今のところは頑張っておるといふところでもあります。

これは、衆議院の段階でも国会でも追及されまして、川崎労働大臣が、できるだけ継続的に働いてもらうように対処しなければならないんだというふうな、これは国会答弁もあるわけです。そういった意味では、基山についても、せめて時給を1千円以上にすると、そういうところから始めていかないと、なかなか男性の指導員さんを働いてもらうというのは無理なのではないかなと。

それから、先ほども言いましたように、いろんな部分を含めて社会保障がありません。子供たちはスポーツ保険に入っております。けがすれば保険が出ます。臨時職員さんには何も保険がありません。子供たちが飛びかかってきて腰痛になったとか、中には、もう小学校3年にもなれば力の強い子がおって、向こうは無邪気にたたいたつもりでも青あざができたとか、中には指導員さんの中で少しノイローゼぎみになったという方もいらっしゃるんです。しかし、それに対して何ひとつ保障がないということは大変問題であろうと思っております。学校の先生、それいろんな保障の中でされております。しかし、同じく子供を見る、生徒を見る、そしてまして言いましたように、場合によっては学童の保育のほう子供がいる時間が長いという面倒を見ておられる指導員さんが何ひとつ保障がないというのは問題だろうし、こういうところでは改善していかないと、なかなか指導員さんが長期に働いてもらえないし、集まらないのではないかなと。

今回、町長も、マニフェストでは、21年度には6年生まで拡充しますよというふうなマニフェストもありますけども、建物だけじゃなくて、そこで面倒見ていらっしゃる指導員さんを、やっぱり社会保障から含めてしなければ、なかなか集まらないのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひこの点についてはよろしく願いしておきます。

もう時間ありませんので、最後の質問に入りますけども、運動広場の建設について、これ改めてまたお伺いしたわけです。町民の方にもいろんな協力をしていただきたいんですよ。で、町民の方は、住民の方は、いや、協力するよ、管理が、言えば管理も協力するよと

という意見がいっぱいあるんです。土地、どこがいい、どこを提供していいのかち、選定も含めてちなれば、いや、じゃあ、地元も含めて選定についても話をしようじゃないかというふうな意見があるんです。だから、最終的に購入については、それは町のほうから責任持ってもらわなければならないんですけども、場所の選定から含めて、長野地区の方は協力するよと言われてるんです。だから、どうにかしてつくっていただきたいというのを思っております。

そして、私は、本来ならば、都市計画法に基づいて、都市公園としてつくるべきなんだというふうな計画持ってるんです。しかし、今現在、もう都市計画審議会も開かれなと、都市計画そのものが今基山の場合は、私は、もう閉塞感に満ちているというか、進んでいないなと思うんです。そういった意味で、もう都市計画法に基づかない運動広場でも、やっぱりつくるべきだというふうに思っております。

ことしも、9月7日にサンポー食品のグラウンドを借りて7区の区民グラウンドゴルフ大会を開きました。本来ならば、今日みたいに食の安全が問題になる中で、サンポー食品とすれば貸したくないのが当たり前と思うんです。もし何かそこで問題があれば、もう会社は倒産、つぶれる時代ですから、部外者の方はなるべく入れたくないというのが本音だろうと思うんです。しかし、長年やっぱり長野地区の方と使ってもらって、管理もきちっとしてもらって、便所も、ちゃんと仮設便所もつくって、帰りはきれいに掃除をして、使ってもらってというふうな友好関係の中で今回も貸してもらったと思うんです。しかし、いつまでも私は一企業に甘えるわけにはいかないと思うんですね。これは、やっぱり行政としてしていかなければならないというふうに思っております。

そういった意味では、ぜひ決意をしていただきたいというふうに思っております。きょう、たくさん7区の方、区長さんを初め傍聴に来られております。ここの答弁を聞きたいというのが来られております。ぜひ町長に答弁をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

済いませぬ、静粛に傍聴者もお願いします。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

本当に以前から、3号線から向こうにというような、いわゆる駅東に公共の設備がないからというようなことを言われておられます。確かにそうだというふうには思うわけですが、それじゃ、本当にどこに何をどうしてというような、その辺のところをしか

りやっぱりお互いの気持ちを通じ合ってやっていかなきゃいかんのかなというふうに思います。

今までは、多分何かをというような言い方も大分されました。駅東に何か欲しいと、公共の何か欲しいというようなこと。しかし、今重松議員あるいは傍聴者の方もそうかもわかりませんが、運動公園というような打ち出し方をされています。それから、どこにと。これは駅東といっても広うございますし、5区もあるし、7区もあるしというようなことだろうと思います。特に7区、5区もそうですし、いろんな企業誘致とか何かでお世話にもなるとるとというような、そういう認識もございますし、何かやっぱりとは思いますが、どこにというようなこと。それからあとは、どういう方法でかというような、この辺はやっぱり本当にしっかりお互い詰めていかなきゃ、ただただ何かはつくらにゃいかんなど、何かをつくってくれ、どっかにつくってくれ、どうしようかなということじゃ、やっぱり事は進まんというふうに思いますので、その辺のところは、重松議員さんとも、あるいはまた地元の方々とも話し合っ、何もしない、何もできないの言いわけばかりじゃ私もいかんというふうには思っておりますので、きょうここで、必ずどっかで、いつまでに何をというようなことまではちょっと申しませんが、その辺の話し合いはやっていきたいなというふうには思っております。その気持ちがあるということは申し上げときます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今町長が言われている気持ちをぜひとも実を結ぶように、私どもも協力できるところは精いっぱい協力をさせていただきたいというふうに思っております。

今町長が言われてます、本当に住みよい町をつくっていこうという中で一番大事なのは、やっぱり信頼関係だと思うんです。執行部と議員、そして町民も含めて、基山町がどんなに住みよい町にしていくのかと。要は信頼関係だと思うんです。その信頼関係をつくる第一は、やっぱり議論だと思うんです。こうした議論をする中で方向性をつくっていくと。そして、次に大事なのは、やっぱりそこには責任を持つと、自分が言ったことに対しては責任を持ってやっていこうというところだろうと思います。いろんな、見直しを検討するとか、いろんな発言あります。やっぱり言ったところに対して、私も責任持ちますし、執行部の方もぜひ責任を持ってやっていっていただきたいというふうに思っております。

隣の鳥栖市が、ことし住みよい町ランキングで総合4位になったと、これは市の中での784市の中で鳥栖市が4番目にランクされたと、これ都市データバンクのあるんですけども、基山が、本当に、今全国で町が811あります。811の住みよい町のトップになろうというふうな、町長の決意も私はもっていただきたいと、大きいバルーンを上げましょうというところでしたいただきたいと。

私も、微力ながらそのために頑張っていきたいという決意を述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで3時45分まで休憩いたします。

～午後3時35分 休憩～

～午後3時46分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、この2日間の一般質問最後の質問者、片山一儀議員の一般質問をただいまから行います。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

5番議員の片山でございます。最後まで傍聴いただき、ありがとうございます。前に事務局長に所見用紙を置いていただけないかと申し上げておりますので、もしお気づきの点が御指導いただけたら幸いに思います。

基山町は、1939年に現在の町制が整いました。2009年、来年には70周年目の節目を迎えます。

日本は、法治国家、しかも慣習法国家ではなくて、成文法、法律ですべて決めてある、国家として成立し、行政事務を行っています。事務というのは、定められたことを定められたようにやる、そのために町でも条例制定権、規則の制定権がございます。憲法94条で、条例つくれるよと、こう決めてるわけでございます。

地方自治法の第2条第16項に、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村は当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならないと明記されております。すなわち、事務というのは法律、条例、規則に従って処理されなければならないということは御承知のとおりであります。

昔、そう昔ではありませんが、国会で議員に弁護士資格を与えようという議論が出たことがあります。それくらい議員というのは法に詳しくなければいけないし、ましてここにおられる課長、副町長以下、町長には申しわけないけど、副町長以下はベテランですから、精通してなければいけない。こういう観点でこれから質問していただくんですが、たまたま地方自治法では、地方自治体の首長、町長さんと議会議員は直接選挙で選ばれるということになっています。これを二元代表制という制度であらわされています。町長も町民の代表ですよ、それから議員も町民の代表ですよ、それぞれ代表ですよということになっております。ところが、今議会は、議会が行政をチェックすると、こう言ってるんですが、これに関しても質問させていただきます。

私は、昨年から、皆様の御支援をいただきまして、行政と議会をつぶさに知る機会を与えられました。そして、その行政手法、議会運営に多くの疑問を持っていることも事実であります。今回の一般質問は、こういう視点から、行政事務に関してその幾つかを質問させていただきたいと思っております。

なお、ここにおられます課長方が実際に実行されるわけですから、我々よりもはるかに詳しいわけで、その日ごろの御精進にはまず最初に敬意を表したいと思っております、町長以下ですね。

質問に入りますが、第1番目の質問は、町の行政における二元代表制というシステムが有効に機能するためには、行政と議会が独立していることが前提になっていると思っております、いかがでしょうか。これ、第1番目の質問であります。

第2番目は、議会は行政をチェックすると言われますが、行政が議会をチェックするという機能はないのでしょうか。両方、二元代表制で、そういうシステムはないのかどうか。

第3番目は、議会における質問に関して、暫時休憩、答弁調整を行うという議長の発言があります。行政は、執行機関は、議会对応想定問答集をおつくりになってないのでしょうか、あるいは議会運営をスムーズにするために議会から想定問答ぐらいつくれよと、こういう要望はなかったのでしょうか。

4番目は、条例、規則に関して伺います。

地方自治法第15条に、普通地方公共団体の長、これは県とか市町村を言うんですが、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して規則を制定することができるように定めています。法令には、首長が定める法令というのには基山町の条例は含まれていないの

かどうか、どうお考えなのか伺います。

第5番目、公務員の姿勢ということですが、6月議会で、町長の交際費から基山経済クラブの会費が支弁されるということについて質問しました。憲法15条第2項で、すべての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者でないとされております。基山経済クラブは、基山町における一部ではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

次は、教育行政についてです。これ、教育行政ですが、通告しておるとおり、これはすべて町長にお答えいただきます。教育委員会のマターではない、これは指定管理者制度の制度の問題ですから、私はそのように感じておりますので、町の執行部に答えていただきたい。中身については、教育委員会のこともあると思いますので、その件はよろしく願います。

1つ目は、町民会館等に関する指定管理者の募集について伺います。

教育委員会は、8月15日及び9月1日の広報、基山町のホームページで指定管理者の募集を行っています。募集要領の配布は8月25日から9月12日の間、応募書類の提出期限が9月1日から9月30日となっております。県の教育委員会が、武雄市に宇宙科学館の指定管理者を募集していますが、その県の募集要領は承知されていますか。

2つ目は、というのが、私は17年からこの県民協働にかかわってるんですけども、そのときに、憩いの家とか何かを基山町が指定管理者にしました。何てお粗末なと私は思った、そのときけんで思いました。理由は、1カ月間の募集期間しかないんです、当時。これのできるわけがないと私思ったんで、あえて質問させていただいております。

2つ目は、今回町民会館と総合体育館との指定管理者の募集をしていますが、2つの施設は別々の団体に管理を委託するお考えですか。

3つ目は、指定管理の期間が5年になっています。私の手元に、佐賀県あるいは神奈川県相模原市、大分県あるいは甲府市の募集要項が手元にあります。すべて3年という期間です。5年間という根拠、理由はどこにあるのでしょうか。

4番目は、地方自治法第244条の規定に基づいて、基山町も基山町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例を平成17年に定めています、地方自治法の改正に伴ってですね。この条例には、手続に関することは書いてあるんですが、目的が明らかにされておられません。指定管理者制度の目的は何だとお考えですか。

以上、1回目の質問を終わります。よろしく願います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

片山議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初、1の行政一般についてでございます。(1)の町の行政における二元代表制というシステムが有効に機能するためには行政と議会が独立していることが前提になっていると考えるが、どうかということでございます。

この二元代表制の特徴は、長、議会がともに住民の代表するところであり、地方議会が、国権の最高機関である国会と異なり、執行機関と独立対等の関係に立つものであるというふうに思っております。住民を代表する長と議会が、相互牽制、抑制と均衡によって緊張感を保ち続けることが求められ、議会は自治体運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し、評価する機能を果たすことをすることであると思っております。

(2)の議会は行政をチェックすると言われますが、行政が議会をチェックするという機能はないのかということですが、行政が議会をチェックするということは、私余り聞いたことがございません。

それから、(3)の暫時休憩でございますが、行政は議会对応想定問答集はつくってないのかと、また議会からその要求は出てないのかということでございますが、議会对応想定問答集はつくっておりません。また、議会からの要請もあっておりません。

(4)ですが、法令に基山町の条例は含まれるのかというお尋ねですが、地方自治法第15条に規定する法令については、基山町の条例は含まないものと思っております。

(5)の交際費から基山経済クラブの会費が支弁されているということ、これは違法ではないかと、基山経済クラブは基山町におけるいわゆる一部ではないかという御質問でございますが、町長交際費の支出については、基山町町長交際費の支出基準に関する要綱に基づき支出しております。基山経済クラブへの支出は、同要綱第3条第1項第7号に規定する会費として支出しており、経済クラブは、同種事業者の方々との意見交換や情報交換の場として、企業誘致や商工振興のために重要な場となっておりますということでございます。

それから、この2の教育行政も私のほうですか。（「そのとおり。これは指定管理者制度に関する問題ですから」と呼ぶ者あり）ということですよ。

それじゃ、2の教育行政についてということでございますが、(1)武雄市にある宇宙科学

館、その県の募集要項は承知しておるかということですが、佐賀県立宇宙科学館が指定管理者の募集を行っていたことは承知をしております。

(2)の、今回町民会館と総合体育館の指定管理者の募集をしておりますが、この施設は別々の団体に管理を委託するのかということですが、今回の町民会館及び体育施設の指定管理者の募集においては、それぞれの目的に沿った指定管理者を募集しております。

なお、募集に基づく指定管理者の選定の結果いかににおいては、町民会館と体育施設における指定管理者が同一の団体になることもあろうかと思えます。

(3)の指定管理者の期間が5年になっておるが、その根拠、理由はあるのかということでございます。指定管理者が事業を実施するに当たり、本町における年間の事業の把握、検討、計画し、自主事業等を実施するためには、3年間では期間が短いため、本町では5年間と設定しております。なお、既に基山町が指定管理者として指定している施設については、すべての施設において指定管理者の期間を5年としております。

(4)の指定管理者制度の目的は何だと考えるかということですが、多様化する住民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の効率的な活用を図ることを目的としておると考えます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

2つの執行部と議会がそれぞれ対等の立場で独立をしていると、こうおっしゃっております。しかしながら、これまでの条例の中で、議員が執行機関の協議会だとか委員会に出るように定められております。それは、ここに一覧表があるんですが、物すごい数ですね。そうすると、議員がそこに入って、いろんな執行機関の一部として意見を述べたやつが議会でチェックできますか。その条例で、私は今、基本条例策定委員会に一町民として参加しております、議員じゃありません。これが、例えば議会から一人出るとなったら、私は違法だろうと思います。独立してないから。私が言ったことが議会でチェック、私がチェックできるわけがないですよ、自分で言ったことを。そういう制度を決めてるんです、基山町は、条例で出なさいと。今回のちょっと議案にもそういうことが出ておりますね、協議会に。執行機関の一部になれと言ってるんです。これで二元代表制は機能しておるんでしょうかというこ

とをお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほども申しますように、二元代表制ということ、それぞれ独立していなければいけないということでございますけども、これは、問答集等がちょっとございまして、これを見ておりますと、委員会等に議会の議員が就任することは、地方自治法第92条第2項に抵触することにはならないことから、法律的には一応可能であるとしながらも、しかしながらやはり議決機関の構成員たる議員を執行機関の附属機関の構成員とすることは、自治制度の根本理念に反することにもなり、やはり不適當であるというふうな回答が出ておるようでございます。そういうことからして、やはり好ましくないというようなことかなというふうには考えます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

私も同様に考えとるから質問させていただいたんですが、なかなか我々は素人でございまして、条例とかなんとかつくれないんですね。ところが、町長でも、この行政の、これ複雑した行政を全部条例つくられることは、掌握されることは非常に至難なわざだろうと思うんです。それで、副町長に質問をいたします。

失念して申しわけありません。副町長は、もうずっと鍛えられた超ベテランですからお伺いしたいんですが、二元代表制を指定するような法意、法の意味に反する条例は、憲法第94条地方公共団体は法律範囲内で条例を制定することができるかと定めていることに反しているのではないのでしょうか、改めて聞きます。

先ほど町長が言われた、委員を出しなさいというのは法律で決められてます。例えば監査委員は議会から出しなさいとか、都市計画審議委員は議会から出しなさいと法律で決められてるのがあります。それ以外については、今町長がおかしいんじゃないかとおっしゃったんですが、この条例に、法律の範囲内という条例に違反しているとお考えではないですか。ベテランの意見をお聞きしたい。

議長（酒井恵明君）

副町長。

副町長（古賀徳實君）（登壇）

ちょっと私のほうに急遽ということですから、なかなかその二元代表制ということがございます。これについては、このことがどうかということがございますでしょうけど、委員会に、ちょっと済いません、それが正しいかということがございますけど、これに対して、私も明確に、この中で正しいかどうかということについては答えることができませんので。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

ありがとうございました。非常に難しい問題で、これをやるのは、最終的には司法が判断する事項ですね。私は違反してると思いますが、結論は司法が判断すると、そういう仕組みになっております。

こういう違反してるという条例を提出した、私は、行政、執行機関だけに責任があると思っ
てないんですよ。私の前の話ですから、こういうことを議決をした議会にも私は当然責任
分担があるだろうと思ってます。ただ、役場は何を基礎に仕事をされてるんだろうかと思う
んです。

この前、町民会館に行って、パソコン教室のパソコンが配置をされてます。それを聞いた
ら、自分の自主講座には使わせるけど、あと町民のクラブがあります、高齢者のクラブがあ
ります、シニアネットとか、パソコンの、それに使わせないっていうんですね。何で使わせ
ないんですか、どこに規則があるんですかと聞いたけど、ないんです。ありますか。答えて
ください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

今、パソコン関係についての規則等はつくっておりません。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

先ほど言ったように、公務員は、不公平にならないように、すべて条例、規則を決めて事
務をやることになっております。6月に、私はここで11区の地域に含まれてる町財産の管理

権の質問をしました。そしたら、某課長が区長等呼びつけて、11区内にある町財産をもとに戻すぞと、町が受け取ったけど返すぞと、こういう発言をされたというふうに耳にしております。どういう根拠でそれを言われるんでしょうか。——発言取り消し——、町財産の処分は議会で決まっとなんでしょ、決めるんでしょ。

それで、しかも、これ、町財産に寄附をした日本労働者住宅供給協会っていうの、解散してんですよ。それをもとに戻すというのは、どういう根拠に基づいて仕事をされているのか、総務課長に伺いたい。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。今、片山議員、—発言取り消し—、言葉を慎んでください。

5番（片山一儀君）続

失礼いたしました。課長ね。わかりました。課長さんがやられてるということが法的に可能なんですか。仕事の根拠はどこにありますかと、こういう質問です。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問でございますけれども、これにつきましては、日本勤労住宅協会ですか、そのほうの、この11区の土地をこちらに引き受けてくれというときに携わった職員に聞きました。そうしたところ、まだ管財人さんがいらっしゃるから、もしそういった話になれば、管財人のほうが、といたしますか、そちらが承諾すれば向こうが引き取るということを聞いております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

あれは11区の土地じゃありませんよ、もともとは。11区が地縁団体組んで、受けて、11区のものにしたわけでもないですね。じゃあ、管財人にやればいいんですよ、必要があれば。管財人呼んでもとへ返すよっていうことを言えばいいんです。それ、何で区長なんですか。これはいいです。

そこで、1つ関連して質問したいんですが、基山町に区を設置する条例がありますか。と

というのは、区長の業務に関する規則あります。こういうことをやりなさい。ほいで、区長は町長が指名されています。区を設置する条例がありますかということをお尋ねしたい。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

区を設置する条例はございません。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

要するに、区を設置する条例がなく、区長の業務に関する規則を定め、そしてそれに報酬を払われてるわけですね。じゃあ、区って何ですかって話なんです。最初に私が申し上げた、日本は成文法国家ですよ、慣習法じゃありませんよ。それをきちっと定めないと、手順がおかしいじゃないですか。

そういう話がほかにもあるん。例えば、この権限と責任をしっかりと明確にしてない答弁があった。きのうでしたですね、まちづくり推進課長が、川の河川について答弁されてました。私だったらあんな答弁しませんね。なぜなれば、基山町にある5つの河川は全部一級河川です。一級河川の管理は町ですか。まちづくり推進課長、できればお願い、町長でもいいんですけども、きのうお答えになったんで。

議長（酒井恵明君）

答弁要るんですか。（「はい。どうお考えなんですか」と呼ぶ者あり）まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

本町には大まかに5つの河川ございますけど、それは河川法で言う河川を、一定の区域までがそういうふうになってます。で、上流域は河川とは認められてません。で、その河川法に言う河川の管理は、これは県でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

一級河川の定義があって、一級河川は国が管理をする、それは県に委託をする。だから県

の河川事務所があるんじゃないですか。それを、これは、その権限をしっかりとけば答弁が変わってくると私は思う。仕事の根拠がきちんとしてれば。

先ほど、次のほうへちょっと移りますけども、議会がチェックするというの、聞いたことありませんとおっしゃったんですね。本当にチェック機能ないんでしょうか。聞いたことがない、どうかじゃないんです。法令的にあるかないかを私は伺ってるんです。教えてください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

議会の職務、行政の職務と機能というか、これはもう御承知のように、議会は、議決あるいは執行の監視、評価、この辺だと思えます。それから、行政のほうは、企画、立案、執行というようなことで、一般的に議会の機能というのはチェックだということでございます。それから、行政は執行だということだと思えますが、しかしこの立場の違いというのは厳然とあるというふうには考えますけども、それが片方に過度に偏ってしまうのはいかがかなというふうなことを思っております。

したがいまして、これから先といたしますか、これ今は、ただ執行の、チェックのというだけでなく、双方とも企画立案といたしますか、議員立案というか、そういうことも必要でございましょうし、逆に今度は行政のほうも議員さんのチェックといたしますかそういうことを、お互いそれをやっていく必要があるかというふうには考えます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

確かに地方自治法には、議会が調査権も持ってますし、いろんなチェックをするということが書かれています。しかしながら、町長は議会の解散権をお持ちです。それから、法令が、条例が、提出された条例が突き返されたら、それを再審して、という機能もお持ちですね。それはすべてチェックに入るんじゃないんですか。強い権限をお持ちなんだと私は思ってるんです。それで、対等なんです。一方に言われっ放しじゃない。

で、私はこう見て、議会へ出てみると、議員は質問するだけです。なぜ質問権がないんだろう、行政の方に。質問をされると、議員も勉強しなきゃいけない。これは、栗山町の議

会基本条例にちゃんと反問権は認めてあるんだと思うんですけども、何となく反問してない、認めてます。

今、佐賀県に議会基本条例があります。大分市もつくってます。今、久留米でつくろうとしています。その中には、すべて執行権のある皆さん方が、執行機関が議員にも質問することはできる、これでお互いに対等で、一緒に切磋琢磨し、それぞれの、町長は1分の1ですよ、議員は14分の1ですよ、極端なこと言ったら、14人集まって1です。しかしながら、これだけ難しい条例を町長おっしゃったけども、なかなかできないんですよ。町長の下にはこれだけの優秀な部下がおられる。議員は全部集まって14名ですね。議長の部下である議会職員入れても3名、17名ぐらいですかね。それでは力が違う。やっぱりお互いに知恵を出すシステムが大事だろうと思います。

それから、第4番目、もう暫時休憩のほうは飛ばしまして、条例規則に関して、基山町の条例は含まないものと思いますとおっしゃったんですが、これは、条例に含むというのは、これなぜそういうふうに使われたのか。多分いろいろ協議されたと思いますので、規則のベテランの副町長にお答え願いたいと思います。どういう理由で入らないとお答えになったのか。町長答えられた、お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

副町長。

副町長（古賀徳實君）（登壇）

私のほうからでございますけど、法令の種類ということでございますけど、憲法、条例、そういった国の令、そういう条例、そういうものがあるというふうに思っております。

で、規則と条例、そういうものについては、条例の規則等の解釈を私のほうで読んでみますと、条例の委任を受けた、また条例を施行するための流れは、その条例、要するに法令文ですかね、条例の委任等がなくても、地方公共団体の住民の権利義務に関する規則と性質を有するものを定めることができるというふうに書いてあるようでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

先ほど、一番最初に申し上げた、日本は成文法国家であると。憲法に始まって、法律がつ

くられて、その下に省令、政令があるわけです。それから、細目があります。この町においては、その中で、あるいは県の条例にも違反してはいけないということが1条に定められています。これは入らないとおっしゃったけど、難しいのは、法令、法規、法律というのは全部解釈が違うんです。私は、ここで法令についてはどうですかと、こう聞いてるんですね。それは、大事なことは、議会の決めたことに従ってやっぱり規則をつくれる、こういうふうに解釈するのが妥当じゃないかと思うんです。

したがって、今まで根拠にある仕事が、私は非常にあいまいなところがある、こういうふうにこの1年数カ月で感じております。これを変えない限り基山は発展しない。先ほど重松議員が何となくとおっしゃったけども、やっぱり議論をして、きちっと対等に意見を交換していいものをつくっていかなくちゃ、私は町民の期待にこたえることはできないんじゃないかと思うんです。

いろいろありますが、行政区のこともそうですが、ここで1つ大事な質問をしたいと思えます。

基山町の法定委託事務と自治事務の比率を教えてください。

法定受託事務というのがありますね、法令受託、法定受託事務、それと自治事務、この2つをやることになってますね。その比率を教えてくださいと、こう言った。これは総務課長にまたなると思えます。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

申しわけございません。法定事務と自治事務の比率は把握しておりません。申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

法定受託。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

なぜこれを聞いたかといいますと、今まで条例の改正とかいろんなもんが出てくるんですが、それが自治事務に関することは、真剣自分らのことですから、ところが法定受託事務、上から、お上から言ってくるわけですよ。そんなことは我々の権限でどうすることもできないんです。要するに責任と権限をしっかりと把握してないから事務が成り立たないと私は申し

上げる。だから、これはこれだけ、法定、ただし、法定受託事務もいっぱいいろんなことができることがあります。考えなさいということがあります。それも、どの範囲ができるのか、自由に、自治事務みたいに自由にできるのと法定受託事務の範囲内でできることは違うんです、でしょう。だから、それをきちっと権限、責任を明確にしとかなないと、行政の事務が成り立たない。今そういう感じを受けてます、ずっと見てまして。

例えば、予算編成、今回補正予算が出てます。補正予算に、課長が必要と認めるという規則が基山町の条例にありますね。じゃあ、課長が必要と認める基準はどうなってますか。副町長、規則ですからお願いします。基準は、課長が必要と認めると補正予算出せることになってるんです。その判断基準は幾らになってますか。これはもう、当然ずっと仕事やられてきてるんですから御存じだと思うんですが。

議長（酒井恵明君）

片山議員、質問の質問要旨と、関連はありますよ、少し離れて、突然の答弁の指名ですので、ちょっと戸惑いがあると思いますが、しばらく待ってください。

できるだけ答弁してください、早い時間で。（「時間とめていただけますか」と呼ぶ者あり）とめません。とめたほうがいい。（「とめたらいいでしょう、これ時間かかると思いますよ」と呼ぶ者あり）

答弁等調整のため、暫時休憩します。

～午後4時27分 休憩～

～午後4時30分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

片山議員の質問に対して、副町長、答弁いたします。副町長。

副町長（古賀徳實君）（登壇）

それでは、大変時間をとって申しわけなく思っております。

課長等の予算要求する場合の基準があるかということでございますが、基山町財務規則の中の9条の2の中に、課長等が既定の予算について補正の必要が生じたときは、前項の規定に準じて当該見積書を総務課長へ提出しなければならないということで、そのときに初めて課長としての幾らと、どれだけの予算が必要だということが出てくるかと思えます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

その財務規則を読んで言っとなですよ。課長が必要と認める基準は何ですかと言ってるんです。それは多分ないだろうと思うんです。私、調べたけどないんです。要するに仕事の基準が明確でないですよ。

例えば、ある会社の社長は、社長の運用枠、これは1,000千円運用できますよ、部長は500千円ですよ、課長は100千円ですよ、その範囲だったら委任決済できますという規則があります。だから、必要が認められたら、というのが、今予算の編成が、私は、3月のときに議長が今度来年の予算の審議は変わるとおっしゃっていただいたんですが、非常におかしなもんだと思ってます。何で、例えば先ほど教育長がおっしゃったように、いや、事件が起こった、だから早く補正を組んで電話機をつけなきゃいけないんだ、私はこれは補正組む価値があると思うんです。ただ、年度当初に当然見積もるやつを、あと忘れたから、だけかもないかもしれませんよ、後から補正を組めばいい。私は、6月のときだったか、3月のときに現金出納帳みたいな補正になってますね、予算が、こう申し上げた。要するに、補正の予算の組み方が要するに根拠のある仕事になってないんじゃないかと思うので、1つ質問させていただきました。やっぱりよりどころをしっかりと仕事をしていただきたいと思っています。

それから、公務員の姿勢についてただしますということでお尋ねしたんですが、回答になってないですね。問いに答えてない。私は、一部、基山町の一部かどうかを問うたんで、根拠を問うたわけでない。この回答は、6月かなんかのときの回答も同じ回答をいただきました。何に基づいてるんですかと。一部ですか、一部でないですかと、こういう質問したんです。公務員は全体の奉仕者で一部の奉仕者でないと書いてある。それなのに、一部ですか、全部ですかと聞いたんです。再度お答えをお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

経済クラブがごく一部の会ではないかということでございますけども、これはいろいろ考えようがあるかと思えます。この前の議会の際に申し上げましたように、経済クラブの

いわゆる成り立ちからしまして、町も一緒に加わって、誘致企業さんと在来の企業、商店と一緒に和を持ってやっていこうと、融和を図っていこうというような、そういう基本的な考えがございました。それが、ひいては基山町の企業間の融和にもなろうし、町民の和にもなる。実際、そこで誘致企業さんと従来の企業さんとのいろいろ摩擦もあったわけでございます。例えば給料の問題とか、それから販売方法の問題とか、いろいろそういうのがございましたから、そういうところから立ち上がってきたというようなことで、これは、そういう考え方をすれば、一企業のどうのということじゃなく、工業のどうのということじゃなく、やはり基山町としては必要といたしますか、認められるべきじゃなからうかなというようなことで、私は、どこまでが一部でどこまでが全体かというような話にもなりましようけども、決して一部ではないというふうな考えを持っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

基山町にですかね、あれは鳥栖まで含むのか私よくわかりませんが、非常に著名な方が集まれるライオンズクラブかロータリークラブかがございますね。町長は入られてますか。入られたら、その会費は町から出ますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

30年ぐらい前から二十五、六年間、鳥栖のロータリークラブに入っておりました。そして、町長になったというようなことで、そちらのほうをひいて、今度は基山のライオンズクラブにこの4年ちょっと入っております。その会費は、もちろんといたしますか、個人的に私が出しておるといようなことでございます。

これは、やっぱりそういういろんな方を網羅したような団体ではありますけども、やはりちょっと経済クラブとはまた異質かなというような気がいたします。そういうところで、私個人で入っておるといようなことでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

しつこいようですが、もう一つだけ質問させていただきます。

熊本に経済同友会っていうのがあります。そこで、当時の市長、田尻市長さんが、会員じゃありません、彼は来賓としてお見えになってました。いろいろ経緯はあると思いますが、やはり町長になられたときでやっぱり御検討いただくのが至当かなと私は思うんです。これはいろんな課題がありましよう。

しかしながら、この出資の根拠を要綱に求められてます、回答で。これ、私の求めた回答じゃないんですけども、こういう要綱に基づいて出資していると言ってありますね。要するに、基山町の町長の出資要綱が何かでお金を出してるというふうにおっしゃりましたね。交際費の支出基準に関する要綱で。これは自分でお決めになったんじゃないですか。自分で決めておいて、それは根拠になりますか。これも私ちょっと疑問なんです。

もともとこれは、多分前は予算で組んでたんだと思います。予算で、この経済クラブの会費を予算で書いていたけど、ちょっとぐあい悪いねと、どっか会議費から出せないかと、こういう経緯がどうもある。そういうことは公務員がやる手なんです。私も公務員でしたからもう言うんですが、そういう手でおかしいから変えた。また、おかしいんじゃないかなということがあります。これはもうこれぐらいで、回答求めると話になりませんので、次にお伺いしたいと思います。

次は、教育行政、先ほど申し上げたように、これは17年ぐらいから私が感じてる事項なんです。ほんで、この前の議会の、町民会館とか、それから体育館とかを指定管理の施設にするよという議論のときも感じたんですが、これは教育委員会の問題じゃなくて行政のシステムの問題ですから、町長にということで通告をお願いをしました。

この最初に、募集要領は承知されていますかと私は問うたんです。募集を行ってることを知ってますという回答でした。えっ、私は要領というた。要領というのは、いつ開始をされて、どういう形式でいつ報告をされるかっていうのが要領なんです。なぜなれば、基山町が出してる募集要項おかしいと思うからです。だから、要領、私は持ってますよ、これ手伝ってくれて言われたんですから、申請に、持ってますが、それをお持ちですか、そういうのを基準にして募集を決められたんですかっていうのが私の質問の主意なんです。ですから、承知してるじゃなくて、私は聞いているんです、丁寧に聞いてます、募集要領は承知されていますか。募集があつてるところをどうこう、承知してありますかなんて聞いてません。要領を承知されていますか。これはもう町長じゃなくて、もう実際に総務課長なり、これは私、所掌が

多分総務課長じゃないですかね、指定管理者制度の問題は、企画政策課長ですかね。ああ、総務課長ですよ。（「要するに、実際の募集のあれは……」と呼ぶ者あり）違います、募集の制度の問題ですから、当然課長は関心持ってなきゃいけないでしょう、制度のこと聞いてんですから。やってるのは教育委員会が、窓口が町民会館と総合体育館に置いてるの知ってますよ。ただ、それもともと決めたのは、そういうルールをつくったのは総務課のはずなんです。規則関係、総務課ですから。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

総務課のほうとしては、手続条例ですので、手続はどうなってるかのチェックはしなくてはいけないと思いますけれども、中身については教育委員会でされるものと私は思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

要するに、基山町は、8月15日の広報へ出して、1カ月半しかありませんね。例えば県の宇宙科学館は、6月に募集を始めて、8月25日だったか、25日が提出期限だと思いました。それまで受け付けになってます。それだけ期間があるんですよ。そういうふうな、本当に皆さんが指定管理者を応募しようと思ったって、あれ大変なんですよ、計画つくって、規則つくって、予算組んで。それだけの期間がありますか、それを考えられたんですかと、こういう話なんです。まあ、それはいいです。やっぱりそこらあたりを考えていただかないと実際できないと思うんですね。

で、今の、ここにありますが、これは体育館の募集要項です。この中に、先ほど町長が答えていただいたというか、読んでいただいた回答の中に、なぜ5年かと聞いたら、事業計画をつくったり何かするには、やっぱり掌握してしなきゃいけないから5年だろうと言ってるんです、と回答されました。本当ですか。この中に事業計画を出すことになってるじゃありませんか。始めてから5年じゃないです。事業計画と収支報告を出すようになってるじゃないですか。それが5年の根拠にならないじゃないですか。おかしいと思いませんか。5年必

要だというのは、町の実態を知ったり、町民会館の、あるいは体育館の実態を知って、計画をつくる、自主事業をするために5年間必要とおっしゃったけども、募集の中に収支予算書から事業計画を出すことになってるじゃありませんか。そのために、9月12日に現地説明会もやられてるじゃないですか。8社集まってますよね。それから事業計画とか全部つくらないかんです。だから、それが5年間の根拠にならない。要するに、何も考えて仕事をされてないんじゃないかと私は思うんですよ。

いいですか、私も5年は妥当だと思ってんです、実を言いますと。なぜなれば、3年間で指定管理者が変わると、雇用関係が崩れるんですよ。いいですか、3年間で。しかも、事業をやって、やはり5年になるのが正しいと私は思ってます。だから、今総務省も5年という論議が出てきてる、御存じでしょう。今3年です。日本全国ほとんど3年です。しかし、5年がいいえじゃないかと、それを話してるじゃありませんか。私は、当初から5年、要するに雇用関係が3年ごとにやって、はい、おたくは指定管理者外しますよったら、そこで雇ってる人間、全部雇用関係が崩れちゃうんですよ。いろんな事業をやるためには3年じゃ短いかなと思ったんですが、その理由が、根拠が明確でないということに私は驚いてるということです。

先ほど指定管理者制度の目的をお伺いしました。これは模範解答だと思います。模範解答であれば、体育館と町民会館をなぜ当初から一緒に募集しなかったんですか。今まで教育委員会と一緒に管理してるのに、1カ所で管理したほうが、人員の効率、指定管理者としてですよ、やるときに、運用の管理者とか、お金だとか、もっと効率的になったんじゃないかと思うんですが、それでもなおかつ2つに分けて募集されてます。理由をお聞きしたい。これは総務課長のほうがよくわかりませんが、どちらでも構いません。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうから答えさせていただきます。

町民会館と総合体育館、多目的運動場等の体育施設につきましては、もうそれぞれ機能が違います。仕事の業務内容も変わってまいります。今回の町民会館及び体育施設の指定管理者の募集につきまして、今述べましたように、それぞれ目的がございますので、目的に沿った指定管理者をまずは募集すると。なお、募集に基づく指定管理者の選定の結果いかんでは、

これが町民会館と体育館等の指定管理者が同一になることは否定できないと、このようには思っております。

別々に指定をしましたが、やはりその業務に応じて応募したのでしょうか、それぞれに随分多くの募集が現在は来ております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

結果的に2つになればという話、1社で受けることも可能であれば、人員運用の効率とか、そういうことからいけば、当初からこれだけの施設は、目的は違うように運用すればいいんですから、管理するのは同じなんですね。効率的にもっとなるはずですよ。

私は、さらにもう一つ聞きたいんですが、これの収支見積もりをされましたでしょうか、2社にされる場合と1社が受ける場合それぞれの、どれぐらい、きのう説明があつて余り回答がなかったんで、収支見積もりをされてないと思う。やはり、これも収支見積もりをされなきゃいけないんじゃないかと思えます。

ほんで、最後の質問になるんですが、指定管理者制度において特に戒められているっていうことは何だとお考えですか。

これは、名古屋大学の教授が出した、彼はNPOサポートセンター21というNPOをやっています。彼が出してあるところにもまとめて書いてあります。御存じでしょうか。いや、これは教育というよりも、総務課の話だと私思います。制度つくる話ですから。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

申しわけございません、そのことに関しては私は存じておりません。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

ということで、だから今回の指定要領にも営業時間が書いてあるんですよ。何時から何時まで営業しなさい、利用料は幾らですと書いてあるんですよ、これに。利用料は町の条例で決

めることになってる。だから、利用料は、地方自治法で、まず公益に反しない限りは指定管理者が決めることになってる。それを収益することもできるようになってる。で、それを決めるときには、ちゃんと当局と協議を下さいということを書いてあるんです。ところが、今何が一番戒められてるかということをお問うたのは、基山町の指定管理者は、まさにその戒めてることをすべて破ってるというか、守ってるというか、要するにどういうことかということ、行政がお任せをするとき、手足を縛って指定管理者に管理をさせてはいけなと。いいですか、幾ら知恵を出そうとしても、知恵が出せないんですよ。頭を氷漬けにされ、手を縛られ、足を縛られて泳ぐこともできない、自由に知恵が出せないんです。ですから、もっと早くから遅くまで体育館を使おうとか、あるいは365日体育館を使わせようと管理したって、日にちが決められてるんですよ、時間まで決められてるんですよ。指定管理者が、おれはこれだけやってこれだけ稼ごうと思ったって、やれないようなシステムをつくってるんです。要するに、経営者の、民間の経営管理が入れないシステムを使って指定管理者をやっているのが基山町の指定管理者制度です。だから、よくそれをわかってない、指定管理者制度の趣旨をこれはニューパブリックマネジメントから出てきたんです。この前、村上ファンドの村上さんに、「NPMからNPOができましたね」と言ったら、ははと笑ってました。ぱんと響いたんです。そういうことをわかってなくてやってるから、条例で金額を決めたりして、運用時間まで決めて、これに募集してるじゃないですか。要するに、根拠がなくて、しっかり調べられなくて、私はやられてることに危惧をしています。

時間が8分ですから、最後をお願いをして……（「ちょっと議長、この発言はちゃんと記録に残るんだよ。はっきり、ちゃんと反応せんか。それでいいと、執行部は」と呼ぶ者あり）私はそこまでまだ聞いておりませんので、それはもう行政にお任せします。

時間の関係もあって、最後をお願いをして終わりたいと思いますが。（「ちゃんと答えんね、執行部は。そのまま残るんだよ、記録に」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

今、片山議員の発言に対して教育長に確認したれば、そういうふうに分けてるということなんです。制限してるってということです。そうして募集しとるという。

じゃあ、教育長に答弁求めます。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

前に、議員さんの質問の中で答えた記憶がございますが、この条件がございます、ちゃん

と決まっておりますから、規則の中で、運営規則の中で、それが最低条件であるということ
を前に申し上げたと思います。それに従ってやりよるわけです。

それからもう一つ、ちょっと名誉のためじゃありませんが、担当課としては、ちゃんと佐
賀県立科学館の指定者募集要項、議員は「要領」とおっしゃいましたが、「要項」となっ
てます。これについては、もう早くインターネットよりダウンロードして、中身も見ており
ます、ということもつけ加えて申し上げておきます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

見られてて、なおかつ1カ月ぐらいしか余裕がないというのであれば、これ推して知るべ
しだと思います。で、この料金も、条例を、先回の議会でもう議員さん方の多数でもって議
決されたわけですから、これは町の執行機関だけの問題じゃないんです。

最終、ちょっと今から7年前、2001年9月に、時の総理であった小泉首相が、秋の第
153回の国会の所信表明演説でこのように言っております。「私は、変化を受け入れ、新し
い時代に挑戦する勇気こそ日本の発展の原動力であると確信しています。進化論を唱えたダ
ーウィンが、「この世に残る生き物は強い生き物なのか。そうではない。賢い生き物なのか。
そうではない。それは変化に対応できる生き物だ。」、こう述べてあります、総理がです
ね。

小泉総理は、サッチャーが起こしたNPO理論というのを、レーガンから、今の大統領の
お父さんの時代から、ほいで中曽根派に入っているんな改革をやってこられたんです。で、
やっぱり小泉総理は行政改革にチャレンジしてこられまして、「易経」という中国の本があ
ります。その中に「君子豹変、小人革面」という言葉がございます。これ、御承知だと思
いますが、要するに、君子は時においてヒョウの皮がはがれるように鮮やかに素早く変化し
なければいけないが、小人は中から変わらない、顔つらだけを変えるよと、こういう話なん
です。

で、私が、これも言いたいことを歯に着せず申し上げます。議席を得たときに、長年議員
をされてるベテラン議員さんですということを聞きました。私は不思議に思ったんです。長
年というのは量の問題じゃないですか、ベテランというのは質の問題じゃないですか、何
で質と量とが一緒になるのかな、こういう疑問を持ちました。質をはかるには、いろんなスケ

ールがあってももちろん難しいですが、きのう、
発言取り消し

議長（酒井恵明君）

片山議員、その件は控えてください。

5番（片山一儀君）続

はい。まあ、いいです。執行部は、全体計画、長期計画という視点が抜けて、どうも場当たり的な、ちょこちょこちょこちょこしたことがあるやに感じるんで、私の感じ間違いかもしれません。で、根本について考えないで、質や量を混同し、過去や他の事例、どこの町がどうなってる、どこの市がどうなってる、こういうことばかりにやっては、私は町民の負託にこたえることができないんじゃないだろうか。執行機関は、過去、慣例を、他町を頼りにすることなく、みずからの土俵の上に立って考えて、構想をし、そして変化に対応し、挑戦することがこれからの基山町を救う道じゃないかと思うんです。それをお願いをして、質問を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後4時58分 散会～